

平成22年 第1回

猪名川上流広域ごみ処理施設
組合議会（定例会）会議録

平成22年2月15日開会

平成22年2月15日閉会

猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会

目 次

◎応招議員	1
◎審議結果	2
◎第1日会議録（2月15日）	
○出席議員	3
○欠席議員	3
○説明のため出席を求めた者	4
○事務局職員	4
○議事日程・付議事件	5
○会議の顛末（速記録）	6～83
----- 開 会 -----	
議長あいさつ	6
管理者あいさつ	6
副管理者あいさつ	7
議員の出欠報告	7
----- 開 議 -----	
諸般の報告	7
日程第1 会議録署名議員の指名	7
日程第2 会期の決定	7
日程第3 事業方針説明	7
日程第4 一般質問	9
○谷 義樹君	9
1. 不適合事象及び対応マニュアルについて	
2. 停電事故に係る調査報告について	
○宮坂満貴子君	18
1. 産業廃棄物の規定について	
2. 事業系ごみ処理手数料について	

○今中喜明君	23
1. 不適合事象（火災）について（分析・対策）	
2. ごみ搬送車の増加による交通安全対策について	
○美谷芳昭君	28
1. 不適合事象について（類似施設比較・対策）	
2. ごみ搬送車の増加による交通安全対策について	
2. 河川水質調査結果について	
○永並 啓君	33
1. 情報発信の方法について	
2. 施設の管理運営方法について	
----- 休 憩 -----	
----- 再 開 -----	
○黒田美智君	38
1. 委託契約で、なぜ必要な職員配置ができなかったか	
2. 予算執行についての透明性・妥当性を担保する方策について	
日程第5 議案第1号	47
日程第6 議案第2号	55
管理者あいさつ	82
議長あいさつ	83
----- 閉 会 -----	

第1回 猪名川上流広域ごみ
処理施設組合議会（定例会）

応 招 議 員

審 議 結 果

+

+

+

+

+

員 議 招 応

1番	西	谷	八郎	治	2番	松	田	恭	男
3番	宮	坂	満	貴子	4番	久	保	義	孝
5番	谷		義	樹	6番	美	谷	芳	昭
7番	岩	田	秀	雄	8番	吉	富	幸	夫
9番	土	田		忠	10番	小	山	敏	明
11番	今	中	喜	明	12番	竹	谷		勝
13番	池	上	哲	男	14番	平	井	政	義
15番	永	並		啓	16番	黒	田	美	智
17番	平	岡		讓	18番	合	田	共	行

(18名)

+

+

審 議 結 果

議 案 番 号	議 案 名	提 出 年月日	議 決 年月日	議 決 結 果	備 考
議 案 1	平成22年猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正 予算(第5回)	22. 2.15	22. 2.15	可 決	
議 案 2	平成22年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合予 算	〃	〃	可 決	

+

+

+

第 1 日 会 議 録

+

平成 2 2 年 2 月 1 5 日

+

+

+

+

◎ 出席議員

1番	西谷	八郎治	2番	松田	恭男
3番	宮坂	満貴子	4番	久保	義孝
5番	谷	義樹	6番	美谷	芳昭
7番	岩田	秀雄	8番	吉富	幸夫
9番	土田	忠	10番	小山	敏明
11番	今中	喜明	12番	竹谷	勝
13番	池上	哲男	14番	平井	政義
15番	永並	啓	16番	黒田	美智
17番	平岡	讓	18番	合田	共行

(18名)

◎ 欠席議員

+

◎ 説明のため出席を求めた者

管 理 者	大 塩 民 生
副 管 理 者	池 田 勇 夫
副 管 理 者	福 田 長 治
副 管 理 者	中 和 博
会 計 管 理 者	篠 木 満 司
事 務 局 長	水 越 保 治
次 長 (総 務 担 当)	
兼 総 務 課 長	渡 部 秀 男
次 長 (施 設 管 理 担 当)	
兼 施 設 管 理 課 長	井 上 功

◎ 事 務 局 職 員

書 記	小 竹 温 彦
書 記	住 野 智 章

◎ 議事日程・付議案件

日 程 番 号	議案番号	議 案 名
1		会議録署名議員の指定
2		会期の決定
3		事業方針説明
4		一般質問
5	1	平成21年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正予算（第5回）
6	2	平成22年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合予算

+

◎会議の顛末（速記録）

開 会 午前10時00分

○議長（小山敏明君） それでは、ただいまより平成22年度第1回猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会定例会を開会いたします。

開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、平成21年度補正予算（第5回）並びに平成22年度予算を審議する重要な議会であります。

議案の内容につきましては、後ほど管理者から説明がございしますが、議員各位の綿密周到なご審議により、適正にして妥当な議決に到達いたしますよう念願するものでございます。

本議会のご審議にご精励くださいますようお願い申し上げ、開会のごあいさつとさせていただきます。

次に、管理者からごあいさつをいただきたいと思います。

大塩民生管理者。

○管理者（大塩民生君） おはようございます。開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに平成22年第1回猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用の中にもかかわらず、ご参会をいただきまして、まことにありがとうございます。皆様方のご精励に対し、深く敬意を表するものでございます。

当施設も昨年の4月から本格稼働をいたしましてから、間もなく1年を迎えようとしております。

当初、さまざまな不適合事象等が発生をいたしました。皆様方にも多大なご心配をおかけしたところでございますが、現在は、運転自体は落ちついてきておるものと認識をいたしております。

後ほど、事業方針などでも述べさせていただきますが、ここに改めて、委託業者も含め、さらに危機管理体制の充実に努め、安全で安定した施設の稼働に万全を期してまいる所存でございます。

議員各位におかれましては、今後におきましても、これまで以上のご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、後ほど私の方からご提案を申し上げる案件は、平成21年度補正予算及び平成22年度予算の2件でございます。

諸議案の内容につきましては、後ほど説明させていただきたいと存じますが、何とぞよろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。

まことに簡単でございますけれども、開会に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（小山敏明君） 次に、猪名川町の副管理者が昨年の町長選挙にご当選され、平成21年11月

18日から新たにご就任されておりますので、ごあいさつをいただきたいと存じます。

福田長治副管理者。

○副管理者（福田長治君） 今、ご紹介をいただきました、昨年11月18日から就任をいたしました猪名川町長の福田長治でございます。

この議会も副管理者として、また皆さん方と一緒に、これからやっていきたいと思っておりますので、どうか今後もよろしく願いいたします。

これからも、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございます。

○議長（小山敏明君） まず、本日の議員の出欠をご報告いたします。

ただいまの出席議員数は17名であります。遅刻の申し出のあった者、西谷八郎治議員であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております印刷物によりご了承願います。

まず、諸般の報告をいたします。地方自治法第121条の規定により、理事者の出席を求めていますのでご報告いたします。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小山敏明君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

議長において、9番土田 忠議員、11番今中喜明議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小山敏明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は本日15日から16日までの2日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小山敏明君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は2日間と決定しました。

日程第3 事業方針説明

○議長（小山敏明君） 次に、日程第3、事業方針説明であります。

管理者から説明をお願いいたします。

大塩民生管理者。

○管理者（大塩民生君） 平成22年度の予算案のご審議をいただくに当たりまして、本組合の事業に取り組む方針を明らかにし、議員とそして住民の皆さん方の温かいご理解とご支援をお願いしたいと存じます。

平成21年4月から猪名川上流の地域におきます循環型社会構築の拠点といたしまして、国崎クリーンセンターが稼働を開始をいたしました。

当地域には、以前四つのごみ処理施設がございましたが、これを一つに集約し、適正な管理運営を行い、当該地域の環境改善を図っていくとともに、住民の皆様にごみ問題や環境問題を考えていただく施設として建設をいたしました国崎クリーンセンターの真価が、今後問われるものと考えております。

現在までの稼働状況でございますが、焼却施設におきましては、稼働当初に停電事故などの不適合事象により、組合が定めました排出ガス中の有害物質の排出基準値を短時間上回る事象などが発生をいたしまして、心配をおかけしました。

しかし、その後は順調に稼働しておりまして、有害物質の排出については、当初の設計予測値をも上回る良好な数値を継続を記録しております。機器が安定してきたことと、これまでの運転実績により、職員の能力が高まり、プラントの性能を十分に発揮できるようになったものと考えております。今後も危機管理を徹底し、安定稼働を継続するよう努力をしております。

リサイクルプラザの処理部門では、分別収集されたものをできるだけ資源化をしていくため、試行錯誤を繰り返しながら、組合職員と委託業者の職員が懸命に努力をいたしております。その結果、収集されたものを、循環資源物に形成し、資源化業者に供給するシステムを確立をしてきております。

しかし、一部ではありますが、分別基準と異なる不適物や残渣物により、処理に支障が出ている実態も見受けられます。こうしたことから、現在、ごみの分別の徹底が大きな課題となっておりまして、

ごみの減量や分別の徹底を実効あるものにしていくための方策といたしましては、構成市町の協力を得ながら、地道に啓発活動を行っていくことが必要でございます。

さらに、1人でも多くの皆さんに国崎クリーンセンターを見学をしていただくことが、大変有効な方法というふうに考えております。実際のごみ処理施設の状況をつぶさに見ていただいて、一人一人が何げなく捨てているごみが集まるといかに大量になるか、また、リサイクルをすることがどれだけ大変かを感じていただくことが、一番の啓発になるというふうに考えております。

リサイクルプラザの啓発施設は5月に開館をし、11月には見学者が1万人を超えました。自治会や小学生の皆さんなど、多くの方が見学に来られましたが、平成22年度からは住民の皆さんの協力

を得ながら、ごみ処理施設としての啓発に加えまして、国崎クリーンセンター全体が持っております、自然、動植物といった資産を利用し、環境学習という面でのさまざまな取り組みを行い、より多くの方に認知されるよう努力をしていく必要があるというふうに考えております。

平成22年度当初予算におきましては、稼働実績から稼働にかかわる経費等が明確になってきておりまして、これらを踏まえ、慎重に各経費を積算しております。また、歳入歳出とも平成23年度以降の予算の基礎になるものであることから、事業別での予算編成といたしております。この予算をもとに、適正処理を継続するとともに出てきた課題の克服に力を注いでまいります。

また、緑地部分や多目的広場の管理も徹底し、住民の皆様から信頼され、誇りにしていただけるような施設としていく所存でございます。この事業方針に基づきまして、後ほどご審議をいただく平成22年度当初予算案を編成いたしました。

これもちまして、平成22年度の組合事業方針の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

日程第4 一般質問

○議長（小山敏明君） それでは、日程第4、一般質問を行います。

一般質問の通告を受けておりますので、順序に従って、順次発言を許します。

5番、谷 義樹議員。

○5番（谷 義樹君） 皆さん、おはようございます。

そしたら、ただいま議長の方からお許しを得ましたので、ただいまから一般質問を開始したいと思います。

通告しておりますとおり、「不適合事象マニュアルについて」、そしてもう1点は8月に質問いたしました「停電事故に係る調査報告書について」の細部をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

この施設組合の議員にならせていただきまして、私、これ驚いたのは、この不適合事象というのが、本当に多発していると、こういう状況でございます。先ほど管理者の方からは初期不良的なやつについては、一定おさまってきたと、そんなふうにお聞きしましたけれども、不適合事象というのはね、たくさん出ることによって、組合に対する印象というのはやっぱり影響が一定あると思います。

ということで、この不適合事象についてのちょっと聞きなれない言葉なんですので、そういった用語の定義等からもお伺いしたいと思います。

まず、不適合事象という用語に関して、その定義がどのようになっているのかということが1点です。それから、このマニュアルをいただきました。マニュアルとしては、基本事項と、それからも

+

う1点、不適合事象の対応編という2種類があるわけですね。これについての制定の目的、これを再度お聞きしたいと思います。

それからもう1点、この中では、特に基本的事項の中では安全運転に影響しない不適合事象、これもその中に含まれると。こういうふうに表現しております。この安全運転に影響しない不適合事象というのは一体どういうものなのか。

それから、ここだけではなくて、同じような設備が今までにもあちこちで運転していると思いますけれども、この初期不良の発生とか、それから、当初の実際の不適合事象、これ、そういう用語で説明されてるかどうか知りませんが、これに該当するようなほかの施設での傾向というのはどのようなものか。この4点について、まずお聞きしたいと思います。

それから、次、この中でも可燃ガスによる火災が非常にたくさん発生しております。この点につきましては、この前、ある議員が質問されておりました中で、このガスボンベについては、穴をあけずに完全に使い切って、空き缶の日に出していただきたいということで、穴をあけることについては、ちょっと事故の可能性がある。だから分別をお願いしたいというふうな、そういった意味のことを説明されておりました。非常にこの中で、対策の中では避けがたい事象という表現がされてますね、何回もね。この避けがたい事象というのは、一体どういうことを言うのか。

それから、この可燃ガスによる事故ですね。事故というのか、この火災、これを事故として扱っているのか。単なる避けがたい事象で事故ではないんだと、そういう解釈なのかどうか。

それから、今さっき言いました、分別だけで果たしてこれ再発防止が徹底できるのかどうか。この3点についてお聞きしたいと思います。

それから、この全体のマニュアルについてですけども、私自身は、まずこの不適合事象の区分が影響度だけで分類されてると。危険度についての考え方がちょっと弱いんじゃないかなと、そんなふうに思いますので、そういう点について、それからもう一つ、何か、安全運転に影響しない事象とか、それから本当に安全運転に影響する事象、いろんな事象としては考えられるわけですけども、そのウエイトの置き方によって、何か全体に数出ているけれども、本当に大事な、重要な心配する事象というのが、一体出ているのか出ていないのか、こちら辺がちょっとあいまいになってくると。そういう意味で、重要事故につながる恐れがある事象を明確にできていないんじゃないかなと、そういったみたいなことをちょっと心配しております。それについてのお考えをお聞きしたい。

それから、もう一つは、特に施設の運転に関係して、JFEからの実績な報告というのか、何か事象が起こった場合に、そういったところが果たして取り組まれているのかどうか。こちらから指摘して初めて動いているんじゃないかなと、そういう心配をしますので、そこら辺についての品質管理がどういうふうな形になっているのかどうか。

それから、全体としてはこのマニュアルについて、今気づいたような3点について、私は感じるわ

けですけれども、現行のマニュアル自体についての見直し、不具合があれば見直しするというふうなことをこれ実際におっしゃってますので、そういった動きが今後とっていただけるのかどうか。その4点についてお聞きしたいと思います。

大きな二つ目です。実はこの停電事故につきましては、8月の一般質問で聞かせていただきました。その中で、二つのちょっと問題点、これを指摘させていただきました。というのは、当初の議員総会、ここで聞きした内容というのは、問題になっているEVT、これを外せば電気がとまると。そういう仕組みになってるということで、私が問題にしてるのは、その2回目の停電が何で起こったかということなんですけれども、当時はEVTの取り付けが不十分で、それが何かの拍子に外れたことによって、2回目の停電が起こったという説明を受けました。

ところが、それ以降にいただいた事故報告書では、最初からそれは取り付けしてなかったと。それが原因で2回目の停電が起こったと。1時間余り運転した中で、2回目の停電が起こったと、こんなふうに説明を受けました。それで、8月に聞いた中では、そういった不備については、再度その原因を究明するように努力していくと。そういう答弁をいただきましたけれども、その後、それらしい返事がないし、公のそういった場で何か説明が不十分ではないかなということはずっと疑問を持っておりましたので、特に、この事故調査についての絶縁測定のあり方、これについてどういう教育をされたのかどうか。それから、二つ目の停電原因、これを本当にわかる形で理解されてるのかどうか、というのがね。その点をあわせて説明いただきたい、そない思います。

1回目の質問にします。よろしく申し上げます。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） それでは、谷議員のご質問にお答えいたします。

まず、不適合事象の定義についてのお尋ねであります。組合では、廃棄物処理法で報告が義務づけられている事故から、施設の日常の点検で見つかる計器や機器の故障まで、マニュアルに定める広い範囲の事故や不具合を不適合事象と定義しております。

次に、不適合事象対応マニュアルの制定の目的であります。施設において発生が予測される不適合事象について、適切な対処方法をあらかじめ検討し、発生した場合の連絡の方法、関係機関への報告、不適合事象発生後の対応、施設従事者への教育、訓練など、不適合事象の対応に関する項目と内容及び留意点等を示し、不適合事象による影響の軽減を目指すものであります。

次に、安全運転に影響しない不適合事象についてですが、不適合事象には、機器の故障も含めており、例えば、場内給湯設備系の機器の故障として、過去に給湯用蒸気配管から蒸気漏れがありました。こういう不適合事象に関しては、焼却施設、あるいはリサイクルプラザの安全運転には直接関係のないものであります。そうした小さな不適合事象も区分4としてマニュアルの中に取り込んでいるものです。

次に、同様の施設での初期不良についてであります。比較的最近に完成した11施設に照会し、9施設から回答がありました。その内容を見ますと、液漏れや蒸気漏れ、各種機器類の故障等、当組合と同様の故障が多く見受けられるところであり、発生件数として多いところでは1年で約170件となっており、当施設が特に多いということはないと考えております。

次に、2点目の可燃ガスによる火災についての質問の1番目、避けがたい事象という言葉の意味についてですが、可燃粗大ごみ破砕機下部せん断物コンベア内で発生する火災を完全に防止することはできないと考えております。例えば、原因の一つの想定として、スプレー缶等の可燃性ガスですが、分別の啓発等により、発生を抑制することはできても、搬入されるごみの中からすべての危険物を取り除くことは物理的に不可能でありますことから、避けがたい事象との認識でございます。

次に、可燃性ガスによると思われる火災は、事故として扱っているかというご質問ですが、火災については、いずれも事故と考えております。12月16日に起きた火災については、消防隊の出動により消火した火災のため、不適合事象区分2、その他は初期消火で鎮火した火災であり、不適合事象区分3としております。火災の原因は、その都度消防による調査がございましたが、いずれも原因を特定できたものはございません。

次に、分別だけでは再発防止は図れないのではないかとありますが、ご指摘のとおりと考えております。ただ、住民の方がごみを出すとき、分別をきちんとし、危険物の混入をやめていただくことが一つの有効な防止対策であると考えております。

しかし、先ほど申し上げましたとおり、火災の発生は完全になくすことは困難であり、これが大きな事故にならないように、可燃粗大ごみ破砕機の運転方法の工夫や、消火設備の改善を行ってまいります。具体的には、可燃粗大ごみの破砕時に受入ホッパー上部と破砕機上部の防じん用散水ノズルから適宜散水し、ごみを湿らせて着火しにくいようにしています。また、消火設備に関しては、せん断物コンベアの散水ノズルの増設、炎検知装置の増設を実施する予定であります。

次に、不適合事象対応マニュアルについてのご質問であります。その1点目の不適合事象の区分の分け方に影響度だけでなく、危険度も考慮すべきでないかという御指摘であります。影響度の中には、周辺環境への負荷、ひいては健康被害、また施設従事者へ直接的な危害も想定しております。これらは危険度とも言えるものであり、影響度の大きい事故は危険度も高いと言えます。影響度という中に、危険度という要素も含まれていると考えております。

次に、重大事故につながる恐れのある事象を明確にして、危険予知の取り組みを徹底すべきのご指摘であります。マニュアルの中に過去に事例のあった事象を中心に想定される事象を列挙しており、それらに基づいてJFE環境サービスで訓練を実施しております。

次に、施設管理に係る不適合事象について、JFEからの報告を義務化できないかというご質問ですが、これは既に報告を受けることとなっております。日常点検で発見する不具合を初め、昨

年5月29日、立ち下げ時の操作ミスや、6月11日の停電時の対応についても、JFE環境サービスから報告書の提出を受けております。

次に、不適合事象マニュアルの見直しについてであります。1年を経過した段階で、ご意見も伺いながら、問題点の検討を行います。

次に、大きな2点目の停電に関する質問の1番目のメガの取り扱いについてであります。JFE環境サービスの職員の中で、電気主任技術者や電気工事士等の資格を持ち、取り扱いのできる者とできない者がおりましたが、昨年5月に講習会を行い、全員取り扱いができるようになっております。

次に、2度目の停電の原因についてであります。前回はEVTを外していたためと説明しておりましたが、昨年10月25日、電気設備の点検時に、EVT二次側が無電圧の状態、つまり引き抜いた状態でそれ以下の遮断機が投入できるかどうかのテストを実施し、EVTが無電圧の状態では二次側の電力が投入できないことを確認いたしました。したがって、停電当日、EVT以下の遮断機が投入できたのは、EVTが完全に引き外しができていない状況であったためと推察されます。EVTを抜き差ししたことは事実であり、これまで抜いた状態で復電したものと認識しておりました。10月25日の結果からは、一応差し込まれた状態で復電し、その後、それが外れて2度目の停電になったものと推定いたします。これまでの説明や答弁の認識と相違が生じたことをお詫び申し上げます。

答弁は以上でございます。

○議長（小山敏明君） 5番、谷 義樹議員。

○5番（谷 義樹君） まず、不適合事象のマニュアルについてです。故障も含めたすべての項目について、ここでは当然、カウントされてるということで、ある一定、この施設の透明度、これを高めるためには、そういったことも必要な情報やと、そういうふうに私は思います。そやけども、余りにもこれと本当に危険度の高い事故、直接対応が必要な事故とのね、これが同列に扱われることについては、若干ちょっと問題があるかなと、そんなふうに考えます。そこについて、三つ目のマニュアルの見直し等も含めた中で、ちょっと何か考えがあればお伺いしたい、そない思います。

それから、二つ目に可燃ガスによる火災ということで、これは事故として扱っていると。はっきりしてるわけですね。ところが、避けがたい事象でもあるわけですね。事故であれば当然、再発防止策を徹底すべきやと私は思います。ところが、避けがたい事象であれば、避けがたいような対応の仕方が出てくると思うんですね。ここら辺が非常にあいまいやと。当然、設備としては避けがたい事象として、その中で火災の発生、ガスの爆発いうんですかね、そういったものを想定した中の設備になってくるということは従来から説明を受けてきました。それが本当に対策であれば、どんな爆発が起ころうが対応できるわけですよ。ところが、それが不十分やから火災になつとるわけです。そしたら、それをどういうふうに解釈するか。避けがたいと思うのか、それとも事故として考えて、本当にその事故の再発防止用の徹底を図るのか。分別だけでは不十分やということでした。私もそない思いま

十

す。

これ、実はね、自分とこ言ったら申しわけない、能勢町の場合は、従来、こういうガスボンベいうんかね、それとか化粧品とかいろいろありますね、ガス製品が。これについては、全員どこの家にも穴あける機械持ってました。その穴あける機械で穴あけて出しとったわけですよ。分別というのは、2段目になるわけですね、対策としては。まず穴あけて出すというのが基本。次に分別すると。そういう考え方ができるわけです。だから、最初から発生の防止を図ると。これどれだけ使い切ったつもりでも、穴あけたらプシュッと音しますわ、間違いなく。残つとるわけですよ。それがね、何か危険があるからそういう方法はとらないということやけれども、果たして本当に穴あけることによって事故が起こるのかどうか、これを検証されたのかどうか。そういうことを含めてね、もちろんこれをやったからゼロになるとは言いませんよ。ただ、有効な手段であるということには変わらないと思うんで、その点をお聞きしたいと思います。

それから、マニュアルはさっき言った内容です。とにかく重要事故が明らかに選別できるような、適切な対応ができるような、この可燃ガスの問題でも、たまたま消せたらええわ。しかし、消防車が出るような火災にもつながるわけですよ。これがね、どの程度、危険度を想定するか、この点が非常に難しいと。この不適合事象では余りにも平たく扱い過ぎて、そこら辺の重点思考ができてないんじゃないかと、そういうふうに思いますので、その点、お聞きしたいと思います。

それから、配電線事故による調査報告書、これ調査報告書出ましたね。取りつけてなかったということで、私らいただきましたね。それが10月の段階で実はつけとったけれども、取りつけの仕方が不十分やったと、今、説明受けましたけどね、それは本当にどうなんですか、本当に。取りつけ不十分な状態というのは、これ2万設備でそんなことが起こるんですか。十分に納得された上でのきょうの説明やったのかどうかね。私は2万の設備でそんな中途半端な取り付け状態が起こるということは考えられへんのですよ。普通の100ボルト違いますよ。接触不良で大きな事故につながる恐れがあるんですよ。それがね、そんな簡単なことで、当初ここでJFEの職員の理事者が来て説明受けました。そのときに図面を示しながら、実はつけとったけれども、取り付け不良でしたという説明を受けました。その後、事故報告書では取り外してましたと。そやけども、1時間ほど運転した中で、再度2回目がとまりましたと。その説明が不十分じゃないかということで、8月に、私聞いたわけですよ。ところが、聞いた中で出てきたのが、実はまた取り付けが不十分でしたと。これ、公のこれだけの議員が集まっている中での説明で、堂々とやられた説明がね、そないくるくる変わるようでは困るんですよ。事実をはっきりしているはずですよ。私は単純に取り扱い不良やと、対応不良やとそのように思ってるんやけどね、そこら辺をもうちょっと追及してもらわんと、こんなええかげんな報告書でオーケー言うてるようでは非常に困りものやということで、再度その点をお聞きしたいと思います。

以上、2回目にします。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） まず、不適合事象のマニュアルでございますけれども、不適合事象の定義ということにつきましては、最初にご答弁させていただいたとおりでございますが、要素といたしましては、事故の部分の要素と、故障の要素の部分があるというふうに認識しております。その影響度、危険度について、区分1から区分4に分類をして、報告なり対応なりさせていただいておると、こういうことでございます。重大事故と軽微な部分が同じレベルで認識されてるということでは決してないというふうに考えております。

火災の事故でございますけれども、これは、事故、故障という概念からいたしますと、明らかに事故であるという認識をしております。しかしながら、先ほども申し上げましたように、なかなかこれを根絶するということが難しいというふうに考えております。

ただ、事故が大きな事故にならないような対策といたしまして、先ほど申し上げたような運転方法の部分でありますとか、あるいは消火設備の部分でありますとかについて、対応策として実施していくと。これによりまして、まず、12月に起こったような火災というようなことは防止できるだろうというふうには考えております。

おっしゃいますように、分別の部分につきましては、なかなか徹底というのが難しいところでございます。一方では、穴をあけて出すということについては、その穴をあける時点で事故の起きる可能性ということが恐らく議論されて、こういう分別方法に決まっているというふうに認識しておりますので、これはこの方法でいくのがいいのではないかとこのように考えております。

私の方からは以上でございます。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼施設管理課長（井上 功君） 2点目の停電事故の報告書の関係でございますが、まことに前回の答弁と異なったような格好になっておるんですが、実は私もその停電の当日にその現場におりまして、一遍外してメガを測定して、その外した状態のまま復電したというような認識でございましたが、先ほど申し上げましたように、10月25日、これ施設内を停電してテストしたわけなんですけど、そのときのJFEの試験ではそういう抜いたままの状態では復電できなかったということで、やはり当初JFEの方から報告があったように、中途半端な格好で取りつけられていたということしか考えられないということで、今回のような結論に至ったところでございます。まことに当時の認識が甘くなっておりまして、申しわけないと考えております。

以上です。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） ちょっと、追加で、ガスボンベの穴あけの関係でちょっと答弁申し上げます。一応、ガスボンベを使ってる協会等のホームページとも見ますと、基本的にはガスボンベ

というのは、穴をあけるような形にはなっていないというんですか、いわゆる穴があかないようにしてるものでございます。そういうのを無理やり穴をあけますと、事故の起こる可能性があるということでございます。

今、最新の部分ではですね、そういう釘で穴をあけるとか、無理やり穴をあける形でなくて、そのボンベの構造上、市民がその構造を知ってて、上のふたのところ装置がございまして、それをそういう全部を使い終わった後に、言うならばその装置を曲げるとガスが抜けるというふうな構造のガスボンベも発売されてるといふふうな形で認識をしております。

これからも、そういう啓発をしていかんとあかんというふうには考えておりますけれど、基本的に無理やり穴をあけるというふうな形は、やはりいろんな場合が考えられますけど、事故につながる可能性があるだろうということで、そういう議論を踏まえて、今現在の分別区分にしているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小山敏明君） 5番、谷 義樹議員。

○5番（谷 義樹君） 一通り聞きましたので、これ以上と思うわけですが、ガスのあちこちで焼却施設、ここだけではないからね、あっちこっちでやってるわけですよ。ガスボンベのそういった事故、これもほかでも、先ほど聞きましたけども、似たような事象が出てきているとなってきたらやっぱり、その扱いというのはね、これはこの組合だけの問題ではないんですよ。後の処理ね、ガスボンベの。安全上、非常に問題が出てるわけですね。そしたらそれなりの働きかけというのは、これはやっぱり全国的な動きとしてやってもらうべきではないかなと、そう思います。先ほどのそういう設備の改良ができるようなことがあるのであればね。

逆に、穴あける機械もはっきりしたものがあるんですよ。大きなサイズに合わせて、三段ぐらいになってますわ。細手のやつは細いところできゅっと挟んだら、それで中間、大きいやつと、そういう両方できゅっと挟んだら穴あくような機械、きょう持ってきたらよかったですけど、それがあつたんですよ。それが、本当に危険な可能性があるというだけでね、だれも何も検証もなしでやること自体が果たしていいのかどうかね。私ら自身は何の気なしにずっと何年間もやってきて、そこで事故が起こったようなことも聞いてはないしね。それほど危険な器具ではないと。単純に釘みたいなものがついとって、両方から挟んで、穴が二つぷつとあくつと、押さえたら。そういうものであつて、単純な機械で、そこで事故が起こるなんてことは想定できないわけなんです。恐らく、そういう事故が起こる可能性があるということで、これを決めなかったのではないかなという、何か人ごとみたいな表現聞きましたけどね、本当にそこをね、安全面を含めて検証する必要があるのではないかなと、私は思います。もう一度、その点をお聞きしたい。

それから、事故の関係ね、これ、私、8月に聞いたやつをいつまでもしつこくほんまは聞きたくないんですよ。ところがね、そのときに組合として、一定、納得されたわけでしょ、その説明を。事故

報告書を。だから、どういう基準でそう納得されたのかね、その説明を。今、言うたのを調べてみたら、そんな引き抜いた状態、投入できない、そんな設備や。そんなことが事故報告書上がってから明らかになってきてるんですよ。これ、大きな問題やと思いませんか。済みませんでしたという問題やないですよ。それと、現場ね、これ、入とったか、抜いてたかわかるわけでしょ。組合の人が見たかどうかは別にして、作業員にしてみたらはっきり投入されておったのか、それとも外れとったのか、これ判断つくわけでしょ。それが入ってたか抜いてたか、こんなことでね、事故原因を究明する中で議論すべき内容ではないですよ。見たらわかるわけですよ。

これね、ただ、この停電事故で私が問題にしていますけれども、全体として、すべて不適合事象についての原因究明、これが非常にあいまいでないかなと、私は思うんです。これが一番いい例ですわ。

そやから、本当に組合として納得できる形の事故報告書、これは十分、もちろん専門分野のこともあると思います。メガ一つにしてみたかて、メガが何する機械やわからん状態で、そこで数字がどうやったかと言われても、これは判断つけへん問題ですわね。そやけれども、一定のね、説明できるような結論、これが事故対策として上がってくる、再発防止策として上がってくる、このことはこれからいろんな問題についてやっぱり徹底していただきたい。

それから、この停電事故については、再度、はっきりした事故報告書、これを提出を求めます。

以上で、3回目の質問とします。よろしくをお願いします。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） それでは、ガスボンベの穴あけの関係で、お答えをいたします。先ほどと同じような形の答弁になろうかと思えますけれども、基本的には、全国的な問題としまして、この問題が大きな問題になっておるということで、それで、ガスボンベ、先ほども申しましたように、ガスボンベも簡単に全部抜けるような構造になるガスボンベを発売をしてるというふうな形で聞いております。そういうことで、そういう啓発もこれからは進めていきたいということでございます。

事故が起こった事例という部分につきましては、実はきっちり調べてるわけではございませんが、やはり家庭で火の気のあるところで穴をあけるといふ方もおられるということは、話は聞いております。そういうことで、危うく火事になりそうだったというふうな話も、これは實際上、どこのとこで起こったかというふうなことは聞き及んでおりませんが、そういうことも非常に危ないという形で、いわゆる廃棄物を担当してる者がそういう議論を重ねまして、今現在の対応にしているところでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 停電の報告の関係でございますけれども、当初に、私どもの方から報告書を出させていただきました、そのときの認識と今回報告させていただきました認識、推定の原因が異なっておったということで、その点については申しわけなく思うわけでございますけれども、組合が

+

報告書を作成した時点、これもJFEの方の報告をもとに作成しているわけですが、そのときは取り外していたという認識で、その報告書を作成したということでございまして、谷議員のご質問を踏まえまして、10月に調査をしました結果が、ただいま報告をさせていただいたようなこととございます。これ以上の詳細な内容というのが、調査できるのかどうかというのは、今時点では予測できないわけですが、再度、JFEの方には見解をただしてみたいというふうには考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山敏明君） 3番、宮坂満貴子議員。

○3番（宮坂満貴子君） おはようございます。

議長のお許しをいただいて、通告に従って一般質問をさせていただきます。宮坂です。よろしくお願いいたします。

この施設がですね、稼働し始めて約1年、試験運行期間も入れますと、もう1年を経過したというところですが、先ほどの管理者のお話の中にもありましたように、最近は安定的な運転ができているということで、非常にうれしいことだと思っています。

今回ですね、22年度の予算案も出ていますところから、いろんな面でこの1年間の総括をしていかなければいけない時期であると考えています。そういう意味から、二つの質問をさせていただきます。

まず、1番です。国崎クリーンセンターの設置及び管理に関する条例、施行規則2条に規定する産業廃棄物についてです。

2番、廃棄物の処理手数料についてです。要旨は以下のとおりです。

1番の国崎クリーンセンターの設置及び管理に関する条例、施行規則2条に搬入できる廃棄物として、一般廃棄物及び清掃に関する法律11条2項に定める産業廃棄物とする、とあります。廃掃法11条2項には、「市町村は単独に又は共同して一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。」とあります。いわゆるあわせ産廃についての記述ですが、当施設では、この産業廃棄物をどのように規定しているのか、説明してください。

2番です。平成20年11月の臨時委員会において、国崎クリーンセンター廃棄物処理手数料条例が制定され、10キログラム80円と伝票の方に記載されています。この80円という金額について、当該臨時議会では、適切であるか否かについて議論されています。実質処理コストを考えますと、10キログラム当たり180円以上かかっているということです。詳しく環境省から配布された廃棄物会計基準財務書類作成支援ツールなどを使って算出する必要があると思いますが、この金額からしますと、自治体の負担率が約50%以上と考えられます。すなわち、半分を税金で賄っているわけです。

昨年4月の稼働開始から12月までの事業系ごみの処理手数料は合計で幾らかかっているのです。

ようか、教えてください。ここの部分ですが、この後ですね、補正予算の報告書が送られてまいりまして、これは私も把握していますので、ここのところについてのご説明は結構です。

臨時議会では、前事務局長は「かかった費用はすべて負担するということを大原則として、逐次、料金改定を検討する」と答弁されています。この検討状況、改定の時期などについて、具体的に教えてください。

以上、第1回目の質問を終わります。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） それでは、宮坂議員のいわゆるあわせ産廃についてのご質問にお答えいたします。

法第11条第2項の「一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物」の定義ですが、政令第2条に規定する紙くず、木くず、また廃プラスチック等のように、市町村のごみ焼却施設において、一般廃棄物と混合焼却できる産業廃棄物、あるいはそのまま埋立地に運んで、一般廃棄物と一緒に埋め立てのできる産業廃棄物を指すものとされています。

これらの処理は、既に清掃事業の対象として、従前から取り扱っている実態が全国的に存在しているので、法においても、そのような取り扱いを継承することが現実的な方策として認知されているところではあります。

当クリーンセンターでは、特に事業系の一般廃棄物に混入する廃プラスチック等を想定し、規則であわせ産廃の処理の規定をしているところであります。この規定はあくまでも産業廃棄物の排出事業者の処理責任の原則を念頭に置いて、法の趣旨に則して一般廃棄物の処理、または施設の機能に支障のない範囲で廃棄物を受け入れ、適切な処理をするという趣旨でございます。

また、料金改定の時期についてのご質問でございますが、本施設が稼働してまだ1年が経過しておりません。少なくとも3年程度の運営状況を見て、処理コストを算定し、他施設との状況をも勘案しながら、手数料の見直しをするのが妥当かと考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（小山敏明君） 3番、宮坂満貴子議員。

○3番（宮坂満貴子君） どうもありがとうございました。

ご説明の方はよくわかりました。とにかく、木くず、紙くず、それから廃プラスチックという、その産廃ですね、これは事業系一般廃棄物にまざってしまっている産業廃棄物、たまたままざっている産業廃棄物というものではなくてですね、明らかにこの産業廃棄物もあわせて処理しますという条例であるというふうに認識してよろしいかと思えます。

その場合ですね、先ほど、処理手数料の改定については、まだまだ3年ぐらいの様子見るというふうなお話だったんですけども、先日いただきました補正予算の中に、1億円と予想していた手数料、

これが1億3,000万にふえています。約3割の増加というところですね。この3割の増加というのは、どのような原因でこれほどふえてきたか。最初の見積もりはかなり手数料の歳入の部分ですからね、低く見積もっておられるというところはあると思うんですけども、この増加幅というものが非常に大きいように思いますが、これは一体どういう原因であると思われるのか、そのところをお聞かせいただきたいと思います。

それからですね、搬入合計数量というものも先日送っていただきました資料3ですね、ほぼ1年間の搬入量の合計数が出ていますが、事業系の持ち込みですね、これは家庭系の廃材とかそういう大きなごみについても搬入されていますので、一概にこの事業系の廃棄物であるということは言われませんが、大体これが5万3,184トンになってきます。ですから、持ち込みごみというのが、全体の約これも3割程度に当たっている。これは非常に大きな量です。このうちの事業系一般廃棄物が大体どの程度入っているのかということは、これはもうパッカー車の中を調べる、またはその部分だけ事業系一般廃棄物の中を調べるということは不可能ですから、どの程度に分けられるのかということは、もうお尋ねすることもできませんけれども、他市町では、事業系一般廃棄物を計量するためのパッカー車が入ってくる場所に、全職員が並ぶと。それでパッカー車の中身を調べていくというふうなことを行っているところもあります。高槻市ですね。高槻市の方では、産業廃棄物、あわせ産業廃というものは一切入れてはならないという条例にされていますので、ですから、そのトラック台数が非常に当初考えていたよりもふえてきたというところから、全職員がそういうふうな立ち会いをして、それでやはり中に産業廃棄物、明らかにこれは産業廃棄物であるというものがあれば、追い返しているという状態、それが、許可業者の中に何回も何回も続くような人がいれば、もうそれは出入りを許可を取り消すというところまでいっているということです。

この当施設ですね、廃棄物処理の焼却処理の能力から言いますと、今の年間、この処理量というのは、本当にびっくりするほど少なかった。当初はもっともっと多くて、これはやっていけるのかなというふうなところもありましたけれども、1市3町の住民の皆さん方が非常に努力されて、減量を行っていただいたということで、この2炉で十分やっていけるということは証明されていると思いますが、今後、この産業廃棄物というものが木くず、紙くず、それから廃プラスチックというものに至るまでですね、これを事業者の皆さん方が、産業廃棄物を持ち込めるのだということを理解なさったときが怖いと私は思っています。そのことについて、どのように考えておられるのか、ちょっとご答弁いただきたいと思います。

それからですね、3年ぐらい経過してから、この処理手数料を見直していくというお話でしたけれども、大体、その搬入合計ですね、今年度、搬入総合計量と、それから持ち込みごみの合計量と比較してみますとですね、やはり非常に住民の1市3町の負担というものが大きくなっています。約、そうですね、本来ならば、ごみ処理量といえますか、この施設の運営に必要なものすべての経費を合計

しますと、18億2,300万ほどかかっているわけですね。その30%、3割ということになりますと、5億4,600万ほどの費用がかかるわけです。それが、事業系ごみに費やされているという計算になりますのでね、随分と1億3,000万では少ないのではないかと。もちろん事業者の方も事業税というものも納税されていますし、それから、もう1市3町の事業者の方たちに対する、ある意味、支援というところもありまして、これだけのものを全部負担するよというふうなことは申し上げませんが、やはり適切な処理費用の負担ということを考えていただきますときに、3年経過という状況を見ていくよりも、徐々に徐々に、少しずつ上げさせていただくという方法をとっていただきたいと思いますので、その点に関してのご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） 補正予算のお話をされてました。一応、補正予算については、後でご説明はいたしますけれども、1億2,000万、当初予算で、1,000万という部分でございましたので、その点はよろしく願いをいたします。

産廃につきましては、先ほど局長からもご説明をいたしました。あくまで、産業廃棄物の排出事業者の処理責任、そういうものを原則に置きまして、いわゆる一廃の中にまざっている、燃えるごみの中にまざっている事業系のプラスチック、そういうものは基本的にはなかなかプラスチック全部を産廃に回せというのは、なかなか難しいということでございます。

ですから、基本的には、例えば廃プラスチックでも、例えば農業系で出てくるビニールハウスのビニール、こういうものは受け入れておりません。また、発泡スチロールも本当に大量に出てくる部分については、基本的に受け入れてないということでございます。ですから、そういう廃棄物処理法上、いわゆる事業系の廃プラスチックというのはですね、これは事業者区分もございませんので、いわゆる出た事業系の廃プラスチックはすべて産廃という、理論的にはなるわけですね。

そういうところにも若干問題はあろうかと思っておりますけれども、こちらの国崎クリーンセンターでは先ほども申しましたように、いわゆる法で考えておるそういうもの、法で考えておる、今までこの1市3町でもやってきた事務を基本的に踏襲をする中で、そういう一廃と一緒に処理できる産廃は受け入れていこうということでございます。ですから、何ぼでも産廃、こういう廃プラスチックや木くずや紙を持ってきたら、こっちで受け取るんやという部分ではございませんので、よろしく願いを申し上げます。

それから、手数料の関係でございますけれども、18億、確かにこの平成21年度全体として18億かかってございます。先ほども局長からの説明でございましたとおり、やはり何年間か、3年ぐらい見据えた中で、きっちりと議員もおっしゃいました廃棄物会計等の中です、これは特に焼却が多く中心でございますので、焼却処理に幾らかかっているか、そういうところ辺をきっちりと押さえ

ながら、このごみ処理手数料の関係については、今後検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小山敏明君） 宮坂満貴子議員。

○3番（宮坂満貴子君） 失礼いたしました。ちょっと数量に間違いがあったようですが、すぐに計算いたしましたら、1億2,000万のところは1億5,000万になったということですね、3,000万ふえたということ。

○議長（小山敏明君） 宮坂議員、補正予算にかかわる部分については。

○3番（宮坂満貴子君） わかってます。それを質問するのではなくて、それで、2割5分と。25%の増量ですが、そのふえていったところをどういうふうにとらえておられるのか、今、ご答弁いただけませんでしたので、そこのところを教えていただきたいと思います。大体、経済活動がね、低調なときといいますのは、ごみの量というのはもうとにかく減っていくような傾向にありますのに、予想していたよりもふえていると。この最初の予算というものは、21年度予算というものはですね、1市3町のそれまでのごみの量をベースにして、算出されていると思います。ですから、それよりもさらにふえているというのは、一体どういうところ辺なのかということをお聞きしたいと思います。

それから、手数料の方ですが、確かに、どんどんと産業廃棄物が入ってこないように、そういうものは許可していないというふうなお話でしたけれども、それを実際に検証されているかどうかということですね。以前、事務局長の方に直接にお尋ねしたときには、もちろん、搬入されてくる事業系一般廃棄物も、そのパッカー車がピットへほうり込むその前のところに、朝一番に幾つかかごを据えられて、その中に焼却するごみ以外のごみ、びんですとか缶、そういう不燃性のものとかね、そういうものはそちらの方に入れて、残りはピットにあけるといふふうにおっしゃっておられました。そのときにですね、トラックの中身を、中のごみをごらんになったことはありますかというふうにお尋ねしましたところ、ご自分はないというふうにおっしゃっていました。そのトラックをですね、内部を検証するというを今後、ちょっと行っていただきたいと思いますが、それについてどのように考えておられるのかお尋ねします。

それと、先ほど、谷議員がご質問なされたところですが、不適合事象の中にたびたび火災が起こっていると。この部分については、住民の分別が不十分であろうというふうなお話もありましたし、ボンベなど、中にガスの詰まったもの、容器についてはですね、今後、事業者レベルの方で改善していくというお話も伺いましたけれども、やはり、これは一つ、住民の責任ばかりではないというふうに思います。と申しますのは、住民のごみ出しというのはですね、地域のステーションの方に出すわけです。ですから、そのステーションに回ってこられる収集の方がね、ごみをこう持ち上げて、生ごみであれば持ち上げてね、一度落とされている様子を見たことがあるんです。コンコンとやるわ

けですね。そのときに、焼却ごみ、一般家庭ごみの中に缶とかびんとか、そういうものがコンコンとして、入っているということであれば、さわって残していかれるんです。それで、紙を貼りつけていけます。このごみは不適切ですということをやられます。ですから、住民の中には、非常にマナーの悪い人もいますけれども、大体、そここのところは注意して私たちも分別をさせていただいているつもりです。ですから、事業系の一般廃棄物を搬入されるものについては、その部分をどのように指導されているのか。事業者に対してどんな形で指導されているのかということもお尋ねしたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） 一応、使用料、ごみ処理手数料の増額の理由をどういうふうな形で分析してるかということでございます。実際上の実績で今回やらせていただいておりますけれども、ちょっと許可の部分だけではなくて、このごみ処理手数料につきましては、一般持ち込みの分の手数料も入っております。実は、一般持ち込みが意外と多いかなというふうな分析をしております。それから、今までの実績等を見ますと、大体、これはほぼ計算どおりだというふうに思っております。

21年度当初予算からの積算のときにですね、大体ひと月、許可業者だけで1,000万円強の手数料ですか、が上がっております。ですから、基本的には、十二月で1億2,000万というふうな形で、若干それよりふえる部分がございますので、上がっているということもございますけれども、多くの原因につきましては、一般の持ち込みごみも大きな原因かなというふうに分析しているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 事業系ごみの搬入時の検査というふうなことでございます。何度も同じことを申し上げるようですが、あわせ産廃、もちろん、国崎クリーンセンターで受け入れを想定しております部分以外については、持ち込まれていないだろうという想定はしておりますが、これはやはり議員がおっしゃいますように、検査なりをして、中身を確認するという必要だろうと考えておりますので、これは計画をしまして、実施していきたいというふうに考えております。

○議長（小山敏明君） 11番、今中喜明議員。

○11番（今中喜明君） それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に基づいて、質問させていただきたいと思いますが、先の質問者等も重複するところがございますので、できるだけそういうところについては省かせていただきたいというように、つまりは割愛させていただいて、要点の質問にかえさせていただきたいと思うんですが、私も通告ではですね、一応、不適合事象のことについて火災が発生しておる、こういったことについて、組合としてどのように、今、分析されているのかなとい

うことをお聞きしようと思ったんですが、他の施設との比較等についても、先ほど答弁がございましたし、マニュアル等についても説明がございましたので、こういったあたりについてはもう省かせていただきたいと思うんですが、この当クリーンセンターがですね、でき上がってきたその位置づけというんですかね、そういった中には、当然、循環型社会を構築していくような取り組みもここに最初にご書いておられるような形で、事業方針の中にも書いておられるんですけども、その中でも、さかのぼれば豊能郡の美化センターの教訓といいますか、そういったものが大きく位置づけられているように思います。

そういった中で、10数年間の間、2町がほかの市町へごみをお願いしてきた経過がございます。そういった中で、よその市町村にごみをお願いするということは、これはもう自分とこでできるだけ減量化し、また分別をし、ごみを少なくしていくという、そういう住民の機運が高まっていたことは確かでございます。そういったことは、そのクリーンセンターに生かさなければならないというように、私は思うんですけども、そういったことについて、できるだけこの施設が長く安全に使って運転していくということを前提にして、そういった分別、またごみの資源化なり減量化というふうな形についての取り組みをですね、組合を中心にやっぱり発信していかなければならないというように、私は思っております。

それで、今、そういった事象があるということをどのように分析されてる中で、今後のごみ収集における関係、構成市町へのそういった分別収集等のその発信の仕方ですね、収集の仕方をこうすればいいのではないかとか、また、今までの教訓を生かしたようなことを、関係市でもっと協議する場所を徹底的にやるべきではないかなというようなことを思いますねんけども、今までのそういった経過をどのように分析されているのか、構成市町の今の協議の仕方、その辺あたりをちょっとお伺いしたいと思います。

火災の防止については、いろんな設備をまたつけることによって、防げる面もあるということをお聞きしておりますので、そういったことも率先してやっていただくようにということもお願いしておく中で、私、先ほどから申してはありますが、先の議員もおっしゃっておられました、ごみの中に何が入っているかわからないというようなことがある中で、上から落としてみたら音がしたと。これは缶が入っておるん違うか、びんが入っておるん違うかと。こういうようなことも判断されているようですけれども、これはやっぱりごみの袋の統一化というのを、これを組合を中心に各構成市町へ働きかけていくべきだということに思うんですけども、もちろん、それは透明とか半透明の中身がわかりやすいようになっている、そういった袋を統一化するべきだということに思います。そういった中で、できるだけ不純なものというのか、このクリーンセンターが受け入れがたいものはまず見てわかる。それで、それがちょっと不適合だと思えば、そこでチェックができるというようなことも事前に防ぐ方法の一つだということに思いますので、そういったことをごみの袋の統一化、それが中身が

見えるような統一化という方向にいろいろ協議していただきたいと思うんですが、そのあたりの組合の取り組みをお伺いさせていただきたいと思います。

それから、去年の4月から本格的にこのクリーンセンターが稼働されまして、私も時々、週に何度かこの前の府県道ですね、通らせていただきます。車で通るんですけども、一庫ダムからこのセンターまでの間、大変道幅もそんなに広くはなく、曲がりくねった状況、歩道も完全に確保されていないようなこういった道路の状況の中でですね、非常に交通量がふえたなという印象がこの1年ほどの間に思っております。

そして、時と場合によってはいろいろあるんですが、その中で、パッカー車が思いもよらんスピードを出してるなというようなことがたびたび見受けられる。特に、パッカー車というのは安定感が悪いというんですか、スピード出すと、ふらふらふらふらしてるように後ろから見たら見えるわけなんです、そういったことについてですね、交通事故が発生しないかなという心配を大変持つておるわけなんです。それで、今現在も道路の工事をやったりしてございまして、そういったことがあって、余計に心配をしているところなんですけども、そういった交通ルールとか交通規制とかそういったことについての、ここへ、このセンターへ運ばれてくるごみですので、やっぱりこの管理者が関係市へそういったことについてのマナーといいますか、そういったことについての徹底、指導をぜひお願いしたいなと思いますし、もう一つは、この構内ですね、構内の中ですね、中には乱暴にというんですか、パッカー車の運転なりというのが、ごみを出す場合に、ピットに落とす場合にですね、そういうときの状況なんでも、ふと見てると、ああいうことしてたらいつか事故起こすん違うかなというようにも見受けられたり、私、思いますので、そういったあたりのですね、今後に起きてからでは大変なことになりますし、一般住民を巻き込むことにもなりかねませんので、そういったことを今の段階からそういう運ばれてる職員の方々、また業者に対してですね、徹底、指導の方、よろしく願いしたいなというように思いますので、その点について、大きく2点、お聞きしたいと思います。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） それでは、今中議員のご質問にお答えをいたします。

当初、ご通告をいただいております質問の中で、火災にかかわる部分につきましては、割愛をさせていただきます。

まず、分別と収集の問題でございますけれども、ごみを出す際になかなか分別が徹底されないという問題があります。仮に、ごみに不適物が混入してございまして、収集段階でこれを発見、分別することは難しいのではないかと考えております。構成市町に機会あるごとに分別の徹底についての啓発をお願いするとともに、組合広報「森の泉」等での啓発に努めたいと考えております。

次に、分別を徹底する対策の一つとして、透明か半透明のごみ袋への統一化が可能かとのご質問ですが、ご承知のとおり、猪名川上流広域ごみ処理施設組合は、ごみの中間処理からの役割を担

う組織でありますことから、ごみの収集運搬に係る問題について、直接的な権限を持っておりません。

ただ、構成市町にはごみの分別の徹底をお願いしているところでありまして、分別徹底の方策として、透明あるいは半透明のごみ袋の使用が有効な方法であるとの認識も持っております。組合といたしましては、分別の徹底をお願いする中で、このことについても検討をお願いしていきたいと考えております。

次に、交通安全対策について、施設利用者に対しての指導等のご質問ですが、施設内につきましては、労働安全にもかかわる問題であることから、交通標識のほか、注意喚起の看板を設置し、適宜指導も実施しております。しかし、一般道の走行につきましては、指導等ができないものであります。今後、構成市町のごみ収集関係車両については、機会あるごとに構成市町をお願いをしまいたいと考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（小山敏明君） 11番、今中喜明議員。

○11番（今中喜明君） なぜこういうことを質問してるかということも、先ほど一番最初に言いましたように、豊能郡の美化センターのことを教訓にという言葉、私、つけ加えさせていただきましたけれども、要はいろんな問題点なり事故なりが起きると、まあ言ったら、組合が矢面に立ってやるわけですけども、関係市町がですね、その連携を持って事に当たるということが大変大事なことやというように思ってるんです。組合員任せという形じゃなしに、やはり関係市町が全面的なバックアップをして、管理者、副管理者を中心に対応していくという、そういう体制が日ごろからなっていないと、何か事が起きたときに、先ほど危機管理の問題もありましたけども、いろんな手違いを起こしたり、情報が漏れたりというようなことがいろいろあったりしてですね、大変なことにつながっていくというようなことを、日ごろからやはりやっていただきたいというように思いますので、その一つの対策としてね、今、答弁がございましたけども、ごみ袋を中間処理の関係もあるというようなことをおっしゃいましたけど、こういった取り組みをやっぱり組合としてやれば、何が抵抗あるのかなというふうに、私、不思議に思うんですけども、一般家庭ごみやったら、当然できる話やなど。やっぱりプライバシーの問題があるのかなというふうに思うんですけども、透明化していくとね。あるのかなと思うけど、ごみに出していけないものというようなものが、透明やからわかる、そういう意識がおかしいん違うかいなど。やっぱり出して当然いけるものは、プライバシー云々の話じゃなしに、ごみとして出せるんだったら、堂々と出したらいいというように。だから、オープンにするべきやと私は思うんですけども、それがおかしいなど、隠すような意識であって、もうごみを出す意識と変わってくるというのは、若干、何か僕はおかしいような意味を持つんですが、そのあたりですね。

ただ、関係市町との協議の中でどう進められていくかということが、今後にかかってくるかと思うんですけども、ぜひとも、これは、できれば事業所も含めて、中身の見えるオープンなごみの取り扱い

いということを経後の課題として徹底していただきたいと思うんですが、協議なされるということですが、意気込みについてお聞きしたいなというように私は思います。

ただ、もう今後の大きな組合としての課題、それによって、いろんな事故なり、また、いろんな資源化とか、そういった減量化とか、そういったことにもつながっていくというふうに私は思いますので、ぜひともこの試みは貫いていただきたいように思いますので、再度になりますけども、組合の姿勢、また、関係市町の管理者、副管理者おられる中でのあれですけども、そういった分別、また減量化といったことについてと、含めてですね、お話を聞かせていただけたら幸いかというように思います。

それから、パッカー車等のことについての運搬ですね、これ、事があってからは遅いんですけども、昔からよくパッカー車ひっくり返ったり、また火災を起こしたりですね、煙を吐きながら走ったというようなこともよくあるんですけど、確かに、この道、カーブも多くて、交通量がふえたことは事実でございますので、この辺、組合としては言いにくいかもしれませんが、やはり道路の管理者である方々とか、交通の規制をかけてる警察の方とか、こういったところともいろいろやっぱり情報交換しながら、安全対策の方に心がけていただくような取り組みも合わせてやっていただきたい。

また、構内も事故が起きてからでは遅いので、またそういった指導徹底も重ねてお願いしていただきたいというふうに思いますので、再度の質問になってしまうかも知れませんが、できるだけ、今後のことも含めて、そういった取り組みを真剣にやっていただくような姿勢をというふうに思いますので、関係市町の構成の市町の方々も含めて、今後の取り組みの徹底を値段も含めて考えていただきたいというふうに思っています、ご質問させていただいておりますので、ご答弁の方、よろしく願いいたします。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） それでは、ごみ袋の問題についてお答えをいたします。基本的には1市3町構成市町、これはごみ袋の問題はそれぞれ課題として持ってられるだろうというふうに考えております。

ただ、あるいは有料化の問題、統一ごみ袋の問題等々、あるいは黒で出された分は置いていくかというふうないろんな問題の部分では、いろんな議論を費やしていかなければならないというふうに考えております。

ただ、先ほども申しましたように、基本的な考え方としては、そういう方向性も持たれて、考えておられるというふうなことというふうに思っております。そういうことで、こちらにも実は見学者の方から、黒いごみ袋について違和感があるというふうなお話も聞き及んでおります。

そういうことにつきまして、これからも、先ほども申し上げましたとおり、構成市町とそういうふ

うなことも含めて、分別の徹底という部分でお願いを申し上げていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 交通安全対策の問題でございますけれども、ごみ処理、構成市町の中で、収集運搬については構成市町で受け持っていていただき、中間処理については組合が行っていると。こういう役割分担の中で進めております。それぞれの責任の範囲と申しますか、その中で、よりよい方法というのが見出していくということが必要であろうかと思いますが、全体としては連携を深めて、一体的に取り組んでいくということが求められております。

しかしながら、先ほども申しましたように、それぞれの責任の部分については、それぞれの責任の中でご指導いただくということになろうかと思いますが、ただいまのご意見等も踏まえまして、1市3町との連携の中で、協議、話し合い等々行いまして、安全な搬入ということに努めていただくようお願いをしましてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小山敏明君） 6番 美谷芳昭議員。

○6番（美谷芳昭君） 重複する点がたくさんございますので、要点だけをご質問したいと思います。

私の地元、能勢町下田尻でございます。この施設のすぐ北側の能勢町域に入ったところでございまして、この施設から約直線700メートル、このぐらいのところに民家が始まってきます。恐らく、この施設から一番近いところに民家があるのではないかと考えております。それだけに人体への環境影響を恐れて、この施設の建設に最後まで反対した地域というところでございます。

今から約4カ月前、去年の11月でございます。地元住民40人程度が初めてこの施設の見学に來させてもらいました。そのとき、私も同行させてもらったんですけど、住民の反応を見ておりましたら、ここの若い案内のお嬢さんが優しく丁寧に説明をしていただいたこともありまして、皆さんの感想は、「ああ、立派な施設だな」と。「環境対策も十分できてますね」と。「これなら大丈夫ですね」と言って、安心してお帰りになったわけでございます。この下田尻という地区ですけどね、その地区の方々、今も大方の住民の方はこの施設を信頼されております。それだけに、私も時々その地域に参りまして、住民説明するときに、多少不適合事象はありますけれども、皆さんの人体に影響を与えるような事故は起こっておりませんと。どうぞご安心くださいということで、できるだけ心配を与えないようにという説明をしておりますけれど、これまでいろいろの不適合事象が発生しておりますので、いつまでも大丈夫ですよということも言っておれません。極力、不適合事象は減らしていただいて、住民を安心させていただきたいと、このようにお願いしたいわけでございます。

そこで、不適合事象の問題ですけど、去年の4月から本格稼働して1年、順調に稼働していると、先ほど言われましたけど、とりわけ大きな事故が去年の6月の停電事故、並びに12月の火災ですね。区分2の火災事故が起こっておったかと思ひます。私が計算しました件数ですけど、区分2が1件、

それから区分3が15件、区分4が35件、合計51件、もうちょっとあったかもわかりません。大体、月平均しましたら5件程度発生しております。

そこで、お聞きしたいんですけど、以前にも回答があったかもわかりませんが、なぜ、このように月5件、ずっと平均して起こるのか。それで他の自治体の同規模の焼却炉ですね、これと比較して、果たして多いのか少ないのか、その辺ね、お聞きしたいと思います。

それから、特に去年の12月の区分2の火災発生、これは初めて消防自動車並びに消防団が出動したわけでございますけれども、これ、まかり間違ったら大火災になったん違うかなと、私、素人なりですよ、素人なりにそう思うんです。民家も近いですしね、それから、山林、当然上、山林ですな。山林が近いだけに、そういう大火災、大事故に発生する恐れがあったんじゃないかなと思うんですけど、構造上、本当にこれ大丈夫なんですか、これ。その点、お聞きしたいと思います。

それから、もう一つ、可燃性ガスの問題でございます。先ほどからいろいろ質問されておりますから、特に詳しいことは聞きませんが、事務局側の方は市の広報とか、「森の泉」とかそういうので啓発してますということはしょっちゅう答弁されておりますけど、いまだに減っておりませんね、これ。これね、何とかほんまに、真剣に対策を考えてもらわないかなと思うんです。お金かかるか知りませんがね、入ってきた時点でやっぱり人海戦術でより分けすると、選別するというのも大きな方法だと思うんですけど、本当に何かよい方法はないものかと、今後どうされるのかということをお聞きします。

それから、交通安全の問題です。今、今中議員がおっしゃいましたから、特に詳しいこと言いませんけど、確かに、この県道の野間出野線、この下ですね、これがパッカー車等が増加しております。どこの自治体のパッカー車と言いませんけど、三、四台、4台とか5台とか連なってずっと走ってくるんですわ。それで、前に3人乗られてますねんね、それでグリーン色の車です。40キロの制限なんです。それを60から70キロぐらい走ってますねん。私も一緒に走ったことあるんですけどね、何でこんなに急ぐことがあるのかなと。公務員の方が何でそう急ぐことがあるかなと思うんですけどね、かなりスピードをオーバーして、地元住民の方から非常に恐怖やということ聞いてますねん。

ですから、これね、交通規則を守るのは当然、当たり前のことですが、日ごろ、さっきの答弁の中に構成市町にお願いをするという答弁ございますけど、それではとてもやないけど直らないんじゃない、ですから、もう指導してもらいたい。そのことをどういうふうに指導されるかということをお聞きしたいと思います。

それから、もう1点、済みません。水質問題ですね。先月の第20回の環境保全委員会、このときに、私傍聴したんですね。環境に関する数値、これは大体クリアしておりました。ですから、一定、私も安心はしておるんですけど、ただ1点だけね、河川の水質調査結果、これで大腸菌群数が基準が非常に高いですわ。大体基準の1.3倍ありますわ。これが非常に高いですよという報告されたんです。

そのときに川西市の在住のある委員の方が、大腸菌が多いのは、上流の地域の文化が低い、生活程度が低いと。だれとはよう言いません。そのような発言があったんですね。確かにね、能勢町は下水道が完全に整備されておられませんので、そのようなことが言えるかもしれませんねんけどね、能勢町の下水道の所長おりますけど、下水道の普及率は20%程度、それから、しかしね、合併浄化槽ってあるんですね、それが60%近くとなっております。ですから、一定、整備しております、だんだん整備しておりますのでね、そのようなこと余りないと思うんですけど、当然、し尿、ふん尿なんか流していることは全くございません。家庭雑排水は流れておりますけどね。ですから、それ以外にも、野生動物のふん尿も当然影響してるということを聞いております。

それと、調査地点ですね。これが焼却炉の下流なんです。ですから、焼却炉がどのような影響を与えるかというのがわからん状態で、そのような発言がありまして、そのとき事務局、何も言われなかったんですね。やっぱり一言、言うてほしかったです。いやいや、それはもうそういうものじゃないですよということを言うてほしかったんですけどね、なぜ言われなかったんかなと、その辺のこともお聞きしたいのと、それと調査項目ね、大腸菌群数というような場合、果たして必要なかどうかと。必要なかったらもうカットしたらええん違うかな、これ。そのこともお聞きしたいので、私の1回目の質問とします。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） それでは、美谷議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目のご質問の不適合事象について、発生が多過ぎるのではないかとご質問であります。が、不適合事象のうち、初期のトラブルについて、比較的最近に完成した11施設に照会し、9施設から回答があり、その内容を見ますと、液漏れや蒸気漏れ、各種機器類の故障等、当組合と同様の故障が多く見受けられるところであり、発生件数としては、多いところでは1年に約170件となっております。当組合が特に多いということはないと考えております。今後、初期のトラブルについては、徐々に減少してくるのではないかと予測しております。

これまで、不適合事象対策委員会等で情報共有を図って、不適合事象の防止に努めてきましたが、今後も委託業者との意思疎通を十分に図るとともに、施設点検で故障など早期に発見して、不適合事象の芽を摘み取るようにしていきたいと考えております。

ただ、可燃粗大ごみ破砕機等での火災については、住民の方がごみを出すとき、分別をきちんとしていただくことが一つの有効な防止対策であり、今後も啓発に努めてまいります。火災は完全になくすことは難しいことから、これが大きな事故にならないように、可燃粗大ごみ破砕機運転方法の工夫と消火設備の改善を行ってまいります。

具体的には、可燃粗大ごみの破砕時に受入ホッパー上部と破砕機上部の防じん用散水ノズルから適宜散水し、ごみを湿らせて、着火しにくいようにしています。また、消火設備に関しては、せん断物

コンベアの散水ノズルの増設、炎検知装置の増設を実施する予定であります。

なお、12月16日に発生した火災では、消防隊の出動もあり、議員の皆様、周辺住民の皆様には大変ご心配をおかけしました。このときの状況は、破碎ごみが鉄製のコンベア内でくすぶった状態となったものでありますが、消火設備の改善で、同様の状況は回避できるものと考えております。

次に、2点目の交通安全対策についてであります。ご心配の内容は理解するところでありますが、先ほど、他の議員にもお答えいたしましたとおり、構成市町のごみ収集関係車両の一般道走行につきましては、直接に指導できる立場ではございませんので、構成市町に安全運行のお願いをしております。

3点目の大腸菌群数については、ご指摘のように、自然由来のものも考えられ、直ちに原因の特定ができるものではありません。

また、これに関して、事務局から説明が必要でなかったかということではありますが、環境基準設定項目及びその基準に係る説明については、学識経験者等から説明をいただくのが適切と考えております。大腸菌群数が調査項目にあるのは、水質環境基準の設定のある項目については、測定するという考えでございます。

答弁は以上でございます。

○議長（小山敏明君） 6番 美谷芳昭議員。

○6番（美谷芳昭君） 非常に役所的な答弁をしていただきまして。私ももともと役人でしたので、大体わからんことはないんですけど。

不適合事象、多くは可燃性ガスの引火による火災事故ということで占めております。ぜひとも、この対策を今後真剣にやっていただきたいということを申しておきたいと思っております。

それと、私の一つ提案なんですけどね、区分4の公表ですね。これもかなり件数あるんですよ。中身を見ますと、火災報知機の誤作動、それから微量の薬品漏れ、計器の故障、ブレーキが遮断、蒸気漏れと。非常に軽微なものも見受けられまして、運転日報に書き入れたら、もうそれで済むん違うかなというようなものもあるんです。隠ぺい工作というのは当然、絶対だめですけど、私は思うんですけど、4月以降につきましてはね、特に必要なもののみを公表したらよいんじゃないかなと思います。そして、それが不適合事象が減少しましたら住民も安心されるということで思っておりますので、一つ提案とします。

それから、交通安全対策でございます。関係市町を通じてということをおっしゃいましたが、私、どうしてもこれが今後解決できない場合は、川西市警察へお願いして、スピードの取り締まりをお願いしたいとこのように考えております。

それから、水質調査です。これは、猪名川の水質保全ということで、我々上流側の人間も十分責任は認識しております。しかしながら、先ほど言いましたように、この施設から700メートルぐらい

のところは民家がございますので、風向きによってはね、幾ら環境に問題ないと言いましても、我々住民は、焼却場の煙をやっぱり吸ってるんですよ。ですから、この煙ですね、少なくとも川西の中心の方には流れていないと思います。風によったら一番近くに流れてますねん。ですからね、幾らこのクリーンセンターの人たちが川西といえども、我々遠慮してるんですけど、もう少し、周辺住民の気持ちに配慮して発言してほしかったなと、こういう気持ちを持っております。

以上、私も言いました不適合事象の問題、速度の交通安全の問題とか水質調査の問題とか、いろいろ申しましたけど、いろいろ私の希望なりお願いなりを申したわけでございます。これで、私やめますけど、これについての認識と見解について、できましたら管理者、お願いしたいんですけど。地元住民が安心して、「いいですよ、大丈夫ですよ。」というような、私、また向こうで答弁、「いや、管理者がおっしゃってました。」ということ言いますから。「大丈夫、心配しないでください。」と言いますから、ちょっとそういうコメントをお願いしたいんですけど。

○議長（小山敏明君） 大塩管理者。

○管理者（大塩民生君） ご指名でございますので、私の方から。

先ほど来、答弁させていただいておりますけども、環境保全委員会の発言については、少し配慮が要るかなというふうなことを感じたところでございまして、この地域にとっては、必要なことでございます。そういう意味では、安心をしていただくために、ご提案をいただきました不適合事象の部分でございますけれども、確かに感じる箇所はあるわけでございますけれども、その辺、事故とそれから故障ですね、その辺の仕分けというのもしっかり再度していく必要があろうかというふうに、私も認識をしておるところでございます。やみくもに、単なる故障を不適合事象として住民の皆さんに不安を与えることもいかなものかというふうなところもありますけれども、ただ、気をつけないといけないのは、何もかもがそういうふうな、こういってはいけませんので、しっかりと、どのように皆さん方にそれを安心していただける方法があるかなということは少し報告自体を精査をしていく必要があろうというふうに思っております。

交通の問題につきましては、確かにご指摘のとおり、先ほど来、ほかの議員さんからも出ておることでございます。当然、マナーを守るのは当然でございますので、また、指導をするのは当たり前のことでございます。そういう違反をするときには、ご指摘のように、当局が指導していただくのが手かとは思いますが、それに至らないようにしたいと思います。

それから、少し気になりましたのは、構内に入ってからそういうふうな乱暴な運転があるのではないかというご指摘を得たところでございます。これは、当局の指摘というよりは、私どものこの管内のことでございますので、さらに徹底をしていく必要があろうというふうに認識しておりますので、その点もあわせて、これからは徹底をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（小山敏明君） 15番 永並 啓議員。

○15番（永並 啓君） 永並 啓です。それでは、質問させていただきます。

まず、情報発信の方法についてお伺いします。

現在、広報も発行しておりますし、ホームページもつくっておりますので、積極的に情報発信をしているのはわかるんですけども、若干、住民目線ではないというふうな感じを受けます。例えば、不適合事象、先ほどから何度も出ておりますけども、我々にも報告されるものも同様なんですけども、文章でしか書かれておりません。なかなか文章だけではイメージというものがつきにくい。例えば、「爆発」という単語、これだけを書かれると、一般の人というのはかなり不安感を覚えてしまうんですね。実際聞いてみると、爆発と言っても、設置してある天板のセンサー、いろいろあってですね、設置してある天板のセンサーに下から上への空気の圧力がかかる、こうすると、もう小さい爆発になると。というのは、これはね、ごみ処理施設に住民の多くは余り知識がないんですね。そういった方からすると、感覚が大きく違う。

また、先ほどから不適合事象についての他の施設の比較もありましたけども、ホームページとかそういうところから、そういったものが一切わからないんですね。ここでは報告されました。ほかのところでは、施設の立ち上げ時にこのくらいありましたと。9施設から回答を得まして、このくらいありましたというの、ありましたけど、やはりこういったこともわからなければ、比較する対象がなければ多いか少ないかの判断がしようないんですね。じゃあ、不適合事象だけの報告を見て、ああ、この施設は何かよく事故が起こってるな、こう感じる住民さんもいるわけですね。やはり、そういった比較対象するものというものは必要だと思ってきましたね。

ですから、ただ情報発信というものは、情報を単に流せばいいというものではないと思うんです。住民の皆さんに正しくわかりやすく理解してもらえるような発信、こういったものを心がけていただきたいと思うので、そこで、一つ提案なんですけども、例えば、画像や動画、こういったものを取り入れた不適合事象の報告、もしくはそれ以外にですね、他の施設のトラブルの発生頻度などの比較、こういったものを載せるような情報発信はできないのかということをお聞きしたいと思います。

続きまして、管理方法についてお聞きします。

例えば、外部の業者に運営を委託した場合ですね、管理する側というのは、委託したところと最低限同等の知識を持っている必要があります。そうしなければ、例えば部品の交換、改善点、すべて委託先の言いなりになってしまうんですね。業者と同等の知識を持つということは、なかなか非常に難しいことではあるんですけども、管理側もできるだけ情報を整理し、それを有効に活用できるような体制を構築しておく必要があると思うんですが、そういった取り組みというものはなされているのか、この点をお聞きしたいと思います。

以上で1回目終わります。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） それでは、永並議員のご質問にお答えします。

まず1点目の情報発信の方法についてで、画像や動画を添付して住民にわかりやすく情報発信をしていってはどうかのご提言であります。

組合の情報発信のツールといたしましては、広報紙「森の泉」とインターネットホームページがあるわけですが、広報紙につきましては、構成1市3町の全戸配布という特性を生かし、ごみ問題の啓発や国崎クリーンセンターのPRを充実するため、後ほどご審議いただく平成22年予算におきまして、発行回数をふやしていくための予算を組んでおります。

そして、この取り組みの前提として、ごみの問題に余り関心がない方や、国崎クリーンセンターをご存じない方も読んでいただけるよう、工夫をしていく必要があると考えております。

また、インターネットについては、アクセスしていただくわけでありますので、一定、国崎クリーンセンターに関心をお持ちの方が見いただいていると考えられます。この特性から、発信する情報のレベルや、何度も見に来ていただけるコンテンツを考える必要があります。今後、構成市町の協力を得ながら、ご期待に沿えるよう努力をしていきたいと考えております。

次に、施設の管理方法についてであります。現在、焼却施設については、運転管理をJFE環境サービスに委託し、その運転管理の状況を施設組合が管理監督しております。組合の行う管理監督は、日々の日報から排ガス濃度や炉内各所の温度、蒸気の圧力や温度等を見て、施設が正常に運転されていることを確認しております。

ご指摘のとおり、管理監督を行う上で、環境への負荷や経済性でよりよい状態に導いたり、未然に問題を見出したりするには、運転管理を行っているJFE環境サービスと同等の知識・技術を持つことが望まれるところであり、大阪市環境事業協会に委託している技術支援業務を活用しながら、技術力の向上に努めてまいりたいと考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（小山敏明君） 15番 永並 啓議員。

○15番（永並 啓君） まず、情報発信についてですけれども、情報発信というのは、受け取る側に余計な不安を与えるものであってもいけませんし、過小に報告するものであってもいけません。ぜひともですね、今、答弁の中では、こう啓発をしていきたい、興味あるコンテンツをつくっていきたい、でも、その具体的にどういったものというのがまだ提示されていないので、それを今後期待したいところであるんですけども、その一つとして、私はもうぜひとも画像とか動画、こういったのを交えたわかりやすい情報発信ですね、こういったのを取り組んでいただきたいと思います。

情報発信に関連して、次にですね、この施設を広く知ってもらうための情報発信の方法についてお

伺います。先ほどの啓発とよく似てはいますけど、若干違いますので、質問させていただきます。

これは行政の情報発信にありがちな問題なんですけども、行政の情報発信というのは、一方的であるという側面があるんですね。広報も発行している、ホームページにも載せている。後は住民が見ようが見まいが関係ない。

現在、広報を読んでいる人とかこの施設に見学に来る人は、ごみについて少しは関心ある人なんです。しかし、まだまだ関心を持っていない人が大勢います。これからは関心を持っていない人たちに、ごみについての理解を深めてもらう必要があります。ごみというのは、住民全体の意識が非常に大切になってきます。減量化するのも分別を進めていくのも、住民次第なわけですね。

通常の行政情報であれば、必要な人だけが見ればいいというスタンスでも構わない。本当は構わなくはないんですけども、構いませんけども、ごみだけはですね、一部の人だけではなく、すべての人が必ず出すものであります。一部の人だけではなく、できるだけ多くの人に同じように分別の理解をしてもらうような情報発信が必要になってきます。そうしないと、いつまでも分別はできないし、減量化も徹底できません。一部の人が出したごみのために小爆発などのトラブルがずっと続いていきます。啓発が重要という意識があると思いますので、この住民の皆さんに幅広くごみについての意識を浸透させるためにどのようにしていくのか。そこをお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、管理方法についてですけども、確かに管理側がですね、知識や情報を蓄えるということは非常に難しい。でも、そういうふうに独自である程度の分析をすることが、いつまでも緊張感を持って、業者を管理するということが可能になってきます。正直、私は現場に入って、立ち会ってということをしたら、もっと具体的な管理方法というのがわかるかなと思うんですけども、なかなかそういうことはできないので、ちょっと今までの経験から言いますと、まず、不適合事象が発生した場合ですね、状況や交換部品などを写真に撮って、不適合事象のファイルとかに保存しているということが非常に重要なんです。例えば、パッキンはこれくらい劣化している、こういう状況だった。こういったことを文章だけではなく、画像で保存しておく、後々それが非常に有効な財産になってきます。同じようなトラブルが発生した場合、パッキンの劣化、これだけでは全部同じになってしまうんですね。どのくらい劣化しているのか、どういうふうに劣化しているのか。それは溶けてるのか、ひび割れてるのか、いろんなことが画像一つから一発でわかるんですね。こういったことをされているのか、画像を撮って保存をされているのかをまずお聞きしたいと思います。

この2点、よろしくお願いたします。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） それでは、情報発信の関係でお答えを申し上げます。

先ほど、管理者からの事業方針の中にもございました。住民の方にこの施設を見学いただくということが一番の啓発ではないかというふうに考えてございます。そういうことですね、ちょっと来年

度予算の絡みもあるんですけども、いわゆる啓発施設とも協力をいたしまして、できるだけ認知度を上げていきたいというふうな形で考えてございます。

情報発信の具体化というお話で、画像、動画というふうな形、まだ具体的にこうします、ああしますというふうな形では、ちょっと今現在お答えはできませんけれども、いわゆる例えばホームページの部分では、それだけの容量があるかどうかというふうな形も含めて、今現在、検討に入っております。

それから、先ほども言いましたように、啓発の部分では、啓発施設での住民を巻き込んだ形での取り組みを、いろいろ仕掛けをつくっていききたいというふうな形に考えて、この施設全体の認知度も上げる中で、見学もしていただいて、そういう分別の徹底、あるいは減量化というふうな形につなげていききたいというふうな形に考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼施設管理課長（井上 功君） 2点目の不適合事象の記録についてでございますが、一応、不適合事象が起きましたら、JFE環境サービスの方から報告書が上がってまいります。その中には、当然、画像等が貼りつけて、その状況等がわかるような報告書になっております。ただ、言われたように、もっと細かいところ、例えば、先ほどおっしゃられましたパッキンの状態がどこまでというふうなところまでは、若干情報が足りないというふうな状況で、今現在は来ております。

以上でございます。

○議長（小山敏明君） 15番 永並 啓議員。

○15番（永並 啓君） それでは、3回目の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、情報発信の方法なんですけれども、例えば民間企業であればですね、広告を出したら、反響について分析をするんですね。例えば、スーパーなどのチラシであれば、反響がなかったら、値段設定が問題なのか、作り方が問題なのかを分析して改善していくんですね。テレビ番組であったら、放送後視聴率、世代ごと、性別ごと、かなり細かく分析して、それを制作に活かしていくわけですね。こういった調査・分析が必要になってくると思います。

そういう調査をしなければ、先ほどから啓発、啓発と言ってますけれども、どれだけこの施設やごみについて、住民の皆さんに浸透しているのかというのが、わかりません。情報の浸透ぐあいによって、情報発信の方法は変わってくるんですね。広報の回数を漠然と年6回にふやしました。ふやしたとしても、見る人は見ますし、見ない人は見ません。極端に言ったら、毎週広報を発行しても効果は同じです。

最初の段階としては、全体に広報をまく。これは正しいやり方です。しかし、次の段階ではいかに見ない人に見てもらおうのか、こういった工夫をした情報発信というのが重要になってきます。

そこで、まずはどれだけの人が見ているのかを把握するために、定期的にランダムにアンケートな

どをとる。まず、こういった現状分析が非常に重要になってきます。

そして、広報を見ないという人には、なぜ見ないのか、どうしてホームページを開かないのか。こういったことをきくことによって、それを情報発信に反映させるということが可能になると思うんですが、まずそういった住民アンケートというものをとることはどうかというのをお聞きしたいと思います。

そして、いろいろコンテンツを具体的には聞こえてきませんが、考えているということなので、私からも提案させていただきますと、興味を持たせるホームページづくりとしましてですね、最近よくテレビ番組でも工場見学というものをゴールデンタイムでやっているんですね。いろんな細かい、普通の人が見れないものをテレビカメラが入って行って、こんなふうに身近なものがつくられてるんだよというのをゴールデンタイムにやるんですね。それほど、普通の人が知らないものを見るというのは、結構興味を持つわけです。工場見学にここでも実施してますけど、いつでも来てください、でも来ないとわからないんですね。

ですから、今、インターネットというものが発達してますから、カメラを使ってですね、バーチャルな工場見学というものを実施して、ホームページからでも自分が工場見学をしているような感覚を得られるようなものをつくってみたりですね、ごみの一生としまして、ごみの側から見た、ああ、もうすぐ燃やされる、もうすぐ分別される、ああ、ここで爆発が起こるかもとか、そういったごみ目線からの情報発信ですね、こういったものをして、見たい、おもしろいという、なかなかみんなが知れないことがあると、そこに見に行くんです。ただ同じような、他市町村と同じような情報発信をしても、多分だれも見にきません。これを見たら、ああ、こんなこと知らなかったよと、ちょっとおもしろいものがあれば見にきますね。そういった作り込みというか、情報発信の仕方をぜひとも検討していただきたいと思います。

それと、管理方法についてですけれども、確かに新しくできた施設ですから、業者も突発的なトラブルに見舞われてると思います。業者は二度と起きないように工夫します。業者にとっても、管理側にとっても、住民にとっても、この施設というのは白紙の状態から始まっています。業者だけに知識の積み上げをさせるんじゃなくて、もう業者から与えられた情報だけではなくて、独自に不適合事象があればカメラで撮りにいくと。最初どういったものが役立つかは正直わからない部分もありますけども、業者の情報だけではなくて、自分たちが見て写真を撮るというようなことはされてもいいと思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。

以上で3回目を終わります。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） それでは、情報発信の関係でお答えをいたします。

いろいろご提案をいただきました。住民アンケートというふうなことにつきましては、どれぐらい

の規模でどういうふうな形でアンケートをとったら、有効になるかというふうなところも含めまして、検討をさせていただきたいと思います。

基本的には税金を使って、これから広報も増加させていこうというふうな考えでございますので、そういう効果についてもどういうふうな形で図っていけるかということは検討させていただきたいと思います。

それから、コンテンツの関係でございます。

いわゆるバーチャルの工場見学というふうなご提案をいただきました。これにつきましても、基本的にはそういうツールもあろうかというふうに思っています。また、ごみ目線というお話、おもしろいお話で、実はほかの施設ですけれど、いわゆるこれは見学者のビデオなんですけど、私も見たんですが、見学者がごみになったということでクレーンに積まされて、焼却炉の中にほうり込まれて、それで燃やされてというふうなそういう分も見たことがございます。そういうふうなことも含めて、これからも検討させていただきたいというふうに思っています。ありがたいご提言で、これも十分にそういうことも踏まえて、これから検討させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小山敏明君） しばらくの間、休憩いたします。再開は13時といたします。

（休 憩 12時02分）

（再 開 13時00分）

+

○議長（小山敏明君） 再開をいたします。

再開する前に1点ご協力をお願いをいたします。発言される方はその都度、マイクを自分の向きに合わせていただいて発言をいただきますように、ご協力をよろしくお願いをいたします。

それでは、午前中に引き続きまして、一般質問を続けさせていただきます。

16番 黒田美智議員。

○16番（黒田美智君） それでは、大きく二つの点で質問をさせていただきます。

私は、施設建設が進み、一昨年の試運転に向けて炉の運転を直営で行うのか、委託にするのかという議論の中で、「灰溶融炉については委託もやむを得ないが、焼却部門では市職員の免許取得も含めて教育を行い、直営で行うべき」と主張をしてきたところですが、施設組合としては、「高性能、高規格の炉であり、必要な資格、経験を有することが必要であるため、直営ではできない、委託にする。」としてきました。

そして、詳細な仕様書を含む必要な委託契約書を企業と締結してきたという経過があります。しかし、焼却部門では、一番の管理責任者である現場総括副責任者とその下の班長2人の計3人に、必要な資格と経験がないということが明らかになりました。それも、年度途中での発覚ということになったわけです。一つ、委託契約書、仕様書どおりならば、そのような不備は起こるはずがありません。なぜ、そのようなことが起きたのか。また、こちらが質問する年度途中まで明らかにならなかったこ

などについて、施設組合としての客観的な総括について、お聞きをします。

また、委託内容の不備が起こらないための防止策として、施設組合として、今後、今ももう実際に
行われていると思いますが、その防止策の具体についてお聞かせください。

もう一つの大きな質問は、施設組合として、一つ、住民の安全・安心を担保するという立場で、二
つ、稼働を支える職員の労働環境を整えるという立場で、そして3つ、住民に情報公開提供を行うと
いう立場など、税金の使われ方を含め、住民の理解と納得が得られるように、わかりやすく、透明
性・妥当性を担保する方策の取り組みが必要だと考えられます。今もされているという認識はもちろ
んあられるでしょうから、今後、より充実・拡充していくという点でお聞きをします。

施設組合と委託企業とのことだけではなく、その下請企業や労働者の関係なども含めて、みんな
住民に信頼を得ていくために、住民の協力を求め、住民にも責任をとっていただくという立場も含め
て、担保・充実・拡充することについて、お伺いをします。よろしくお願ひします。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） それでは、黒田議員のご質問にお答えいたします。

まず、ご質問の1点目、昨年より問題となっております、焼却施設管理運営委託に係る職員配置の
問題についてお答えをいたします。

当該問題は、焼却施設管理運営委託において、その運転員について、組合が要求していた資格や経
験のない者が配置をされていたというものでありますが、この問題に関しては、組合として総括を行
っており、本定例会終了後の議員総会におきまして、その事実関係もあわせご報告をすることとして
おります。このため、お答えはその報告と重複する部分があると思いますが、この点ご了解をお願い
いたします。

まず、なぜこの問題が起きたかではありますが、端的に言いますと、意思疎通が欠如していたという
ものであります。

JFE環境サービスとしましては、当然入札時に要求水準書を満たす配置が可能であり、そのため
応札を行い、落札したものでありますが、その後、社内事情により、予定者の配置が困難となり、一
部要求水準書に合致しない者もいるが、同等以上の経験等を有する者を配置することから、要求水準
書から見て大きな相違はないと判断し、このことについて、平成20年11月の教育訓練実施計画書
提出時に、口頭で了承を得る旨申し出を行い、そのときに明確な答えがなく、その後も指摘がなかつ
たことから、了承があったものと認識したということでもあります。

しかし、平成21年7月になり、組合側から要求水準書に適合させるよう要求があり、文書により
確認をとっていなかったことから、見解の相違があることが判明したため、適合させる人員配置を行
ったとしております。

一方、組合としましては、申し出があったことは記憶しているところではありますが、その時点で決

断すべき問題ではないので、本格稼働までに適合するよう努力してほしい旨を回答したとの認識であり、このことについて確認はしておりませんが、本格稼働後は、当然、要求水準書どおりの体制で業務が行われているものと認識していたもので、昨年7月に要求に適合していないことが判明した時点で、適合させるよう要求したものであります。

以上のように、委託業者との間で、十分意思疎通を図り、重要項目については文書化し、また、確認をしていけば防げた問題であると考えております。

次に、こうした問題の今後の防止策であります。施設の運営会議を設置しておりますし、日報提出時等、適宜問題点について意思疎通を図っており、重要事項については文書による報告書の提出を求めています。こうしたことを積み重ね、今後、同様の問題が発生しないよう努力を継続してまいり所存であります。

次に、税金の使われ方を住民にわかりやすく、透明性・妥当性を担保する方策について、その具体的な取り組みについてのご質問であります。先ほど、他の議員にもお答えをいたしましたとおり、組合からの情報発信については、わかりやすく時宜に応じたものでなくてはならないと考えております。

ご質問では、項目に分け、それぞれの立場を踏まえ、総合的な取り組みについてご質問をされています。この項目をすべて網羅する総合的な取り組みというものは難しいと思っておりますが、予算の使い方については、平成22年度から事業別予算を採用して、ごみ処理と施設管理のコストが少しでもわかりやすくなるようにしていきたいと考えております。

また、個別の観点ということで、住民の安全・安心という観点では、環境保全委員会の活動や外部の技術支援による管理能力の向上などにより、その担保を図っていきたくと考えております。

国崎クリーンセンターで働いている職員の方の労働安全という観点では、労働安全連絡会を設置しており、委託業者の職員も含め、労働環境と安全教育を重点に置いた取り組みをしていこうと考えております。

ただ、業務委託の関係上、組合が委託業者の職員の指揮命令権を持っているわけではありません。雇用関係から発生する事柄や、作業管理、健康管理といった項目も、基本的には雇用をしている企業の責任となります。

こうした原則を踏まえながら、住民にとって安全・安心、国崎クリーンセンターで働く職員の安全・安心を図るとともに、次年度は、広報紙の発行回数をふやし、ホームページともあわせて、必要な情報発信に努力してまいりたいと考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（小山敏明君） 16番 黒田美智議員。

○16番（黒田美智君） ありがとうございます。後からまた補正予算や予算の部分が出てきますので、細かい部分について、ここでお聞きをしたいというふうには思っていないんですが、もともとこの施設組

合が始まったという議論の中で、1市3町の構成市町とのかかわりというところも議論になって、私たちの先輩は、施設組合というあり方はいかなものかというところで反対をしてきました。

それはなぜかと言うと、責任の所在がとてもあいまいになっていくのではないかと危惧をしたからです。この午前中の答弁でも明らかなように、ここからこちらは施設組合の管理だけれども、ここからは違いますよみたいな答弁が来る出てきました。

本当は、その一番最初の議論のときに、いえいえ、構成市町の長がこの管理者であったり副管理者で入りますし、もちろん事務局の職員も連携をしていって、そのようなことがないように対応をしていきましょうということで、この施設組合議会が始まってきたという経過があります。

実際にそのようになっていたら、私は、今質問をしたようなことだとか、午前中のるる議員の方々が述べられたようなことというのは、余り大きな問題にはなっていないかとは思いますが、裏を返せば、だから、問題がいろんなところで惹起してるのではないかというふうに思っているわけです。

大きな一つ目のところですよ。前回は申しましたし、議員総会の場でも述べてきました。「意思疎通が足りなかった。」こんな一言で片づけられるような問題なのかどうかという部分です。きちんと書類には明記をされている。それでこの間もるる言いましたが、私は、この施設組合だけではなくて、川西の議会でもこの問題は追及をしてきました。本当に直営では無理なのか。ずっと同じ答弁でした。高性能で高規格でなかなか今の直営の職員ではいかへんのやと。だから、必要な資格と経験を有する方たちを配置をするんだと。もちろん、そのことが契約書には書かれているわけです。変更がある場合は文章できちんと報告をしますということも書かれているのは前回も言いました。それなのに、できなかったのは、意思疎通が足りなかっただけではないと思います。施設組合としてのさまざまな書類をどう点検してきたのかということが一番大きな問題でしょう。だれだれさんがどういう資格と経験を持って、というところもきちんと項目として上げられてきて、名前も明記をされているはずですよ。もちろん、社内事情で最初予定していたAさんが実はBさんになりましたよということもあるかも知れません。でも、そのときはまた、実は、最初、施設組合に提出した書類についてはこここここのところに変更がありましたので、再度書類提出をさせていただきますというのが、当たり前の契約のあり方だと思います。

私は、だから、その当たり前がなぜできてこなかったのかということも含めて、総括が要と思っています。もちろん、企業側の責任というところでは、先ほど、局長の方から話がありました。口頭で言っていたけれども、その後、何の返答もなかったんで、オーケーが出たというふうに認識をしてきた。後の総会の資料にもそういうことが出てきています。この間もそういう説明をなさってきました。

でも、午前中にもありましたけれどもね、私も同じことをこの場で聞いていると、局長等々の答弁

がころころ変わるわけです。一度は、「口頭でも聞いていなかった」という答弁をなさいました。その後、企業が入ってきたときに、企業としては口頭で言って伝わっているという話のときには、全くそのことを受けても答弁をなさいませんでした。みたいな経過があって、今は、「口頭で聞いていたけれども」という答弁になっているわけですね。これは時系列を追ってもらったら結構です。だから、そのようなそごも含めて、なぜ起こってきたのかというところを、本当に、私、総括をしていただきたいというふうに思ってるわけです。

それから、後からまた説明があるかもわかりませんが、書類がすべて完全であったとしても、その書類をどうきちんと点検をしていくのか。指導も含めて、管理監督していくのか。そして、その責任の所在はどこにあるのかです。企業側という部分もあるでしょう。施設組合の職員という部分もあるでしょう。そのあたりのことをもっとしっかりと明確にしておかなければ、またこういうような問題が出てくるのではないかとこのように思っているわけです。

特に、かなり大きな税金が委託料として払われていくわけですから、そのことも住民への説明をしていかなければなりません。先ほども言いました。住民の信頼を得られなければ、協力も得られません。本当に、信頼を得るために、しっかり情報公開もして、反省するべきところは反省もして、そこをスタートにまた次のステップを踏んでいく。これは当たり前だと思っていますので、そのあたりの部分で、いかがなのかというところです。

それで、私は、委託料の返金も含めてすべきだというようなことをお伝えもして、そのあたりのことも含めて、また議会の方に説明がありますよという答弁で、前回終わりました。この後、議員総会がありますけれども、この委託料の返金の部分だけ、1点、お聞かせしていただきたい部分と、それから、そういった今、局長の答弁以外にも、私が今述べたようなことも含めて、総括をなさっているでしょうねということだけ、確認をさせてください。

それから、大きな二つ目の部分も、とても大枠の部分で聞かせていただきました。午前中に細かい詳細な質問があったことすべてを網羅しているというふうに考えていただいたらいいと思うのは、例えば、事業ごみを搬入するときに、「あんなパッカー車にみんなほうり込んでいいの」というふうに住民の方が見ていらっしゃる。「いやいや、実は施設組合でちゃんと手選別してますから大丈夫ですもん」と言うて、住民の側は分別を守っていけるでしょうか。というようなことなんかも含めて、住民が「おかしいな」とか、「あれ、お隣の猪名川町ではこうしてるけれども、川西ではちょっと違うよ」みたいなことが、やっぱりクエスチョンがついていると、なかなか協力をいただいたり、住民の責任を果たしていくということにはなりにくいというふうに思っていますので、やっぱり住民の安全・安心を担保するということは、私たち住民一人一人も分別収集というところで責任を果たしていかなければなりません。でも、本当にどうなんやというところで疑問が残るということです。

先ほどのガスボンベの部分も、まるであたかも家庭系のごみばかりが集中してされますけれども、

今、事業系の中でも、一人鍋みたいなのがはやっていてね、事業者さんのところでどンドンあの小さなガスボンベがごみとして出されていくという実態もたくさんあるわけです。例えば、ファーストフード店なんかでいけば、どれがプラスチックごみでどれが紙ごみなのかもわからないような、私たちはごみとともに、そのファーストフードを買って、ごみを破棄するということになっていきます。もちろん全部一緒くたにごみとして入っていく。これで分別できているのかな、もちろんプラスチックのマークはついてます。でも紙ごみと一緒に、例えばジュース等でぐちゃぐちゃになったり、バターなんかでぐちゃぐちゃになったものが本当に、あのパッカー車でぎゅうぎゅう詰めになったときに分別できているかというような市民目線で、疑問がたくさんあるわけです。

だから、そういうことも含めて、もちろん私たち住民も、そして事業者さんもいつ何時、かぱっとパッカー車をあけられても大丈夫なような分別収集、そしてもちろんそのための委託料等々の問題もありますが、そこを透明性にしていくということがとても大事だというふうに考えているわけです。

今回、資料請求で、1市3町のごみの基本計画のごみ量と、昨年度の予算、そして今の部分というので、ちょっと要求をしましたがけれども、今は年度途中だということで、今回、資料の一番最後につけていただいている、ごみの量の部分しか出てきていません。でも、住民からは、ごみの量がどんなふうに変化していったのか、その部分が私たちの税金の使われ方にどんなふうに影響しているか、ごみが減ることによってコストが安くなっているか、ごみが原料になっているか、分別・リサイクルが進んでるか、もしかしたら逆もあるかもわかりません。そのようなことも含めて、総合的に情報提供もしながら、住民とともに考え合うという立場を大事にしてほしいということと、それから、先ほどもちろん、委託業者の部分では、労働基本権みたいなことも含めて遵守するよという委託契約を結ばれました。その後、そこからまた、孫請、そのまた下請みたいなところで、いろんなことが行われることもあるかもわかりません。そのときには、もちろん直接的な契約ではありませんから、直接その方たちに指揮命令権を持っていませんから、それを逸脱すると法違反になるわけです。もちろんそのことは、私もわかっていますが、残念ながら、そのためにそこで働く労働者が守られていないということもあるわけです。

私のところに労働相談なんかで来られる方たちが、とても弱い立場で働かされていらっしゃる。気に入らなかつたらやめてもいいよというような条件で、契約書がないとか、何か物を言えば首になるので黙っていると、ひどい方などは、労働時間の中に交通事故に遭っているのに公務災害にならずに、その後、首になったりされています。

こういうふうな実態をやっぱり公務の労働の場、住民の税金が使われているという端々までしっかりと目配り、気配りをしていってほしい、その立場を明確にしていきたい。もちろん、すべてがすべて全部一気ていくとは思っていません。でも、その立場を明確にするのならば、すこしずつでもやっていけるでしょうし、逆に、もしもこういう問題が、下請や孫請の企業さんの労働者の方から問

題があったら、それはそれなりに、委託契約を結んでいるあなたたちとの契約も考えていかざるを得ませんよね、ということもあるでしょうし、しっかりと指導、監督をしていくということも出てくるでしょう。

そういうことも含めて、ちゃんと、このだれもが絶対に出すごみや資源という問題を、施設組合と議会というような言葉もこの事業方針の中で書かれていました。もちろん、住民の方たちと労働者という立場でね、すべてのところで網羅して考えていきたいと思いますという立場を、ぜひ持っていただきたいという部分での質問です。ぜひ、そのあたりの部分は、大枠の部分ですけれども、後からまた予算の審議のところでも出てくると思いますので、ぜひご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） まず、1点目の委託契約にかかわる部分でのご質問でございますけれども、書類を点検するというふうな当たり前のことがなぜできていなかったのかといったご質問があったと思いますが、この部分につきましては、我々も、この問題を発生させた一つの大きな要因であるという認識はいたしております。

この後、議員総会での報告もさせていただくわけでございますけれども、一つには、委託業者の方も書類での確認をしなかったという部分がございます。我々の方も、本格稼働までに書類の確認といえますか、配置の確認をしていなかったという、その部分で問題が大きくなったという認識をしております。現時点です、なぜそれができていなかったかということについての理由というのは、なかなか難しいところがございますけれども、この部分がこの問題の発端といえますか、大きくした原因であるという認識は持っております。

委託料の返還の部分でございますけれども、委託料につきましては、契約そのものが履行されておるとい認識を持っておりますので、特に返還ということについては考えておらないということでございます。

私の方からは以上でございます。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） それでは、2点目の総合的な観点にたって、この国崎クリーンセンターを運営していくと、いろんな立場、そういうものを踏まえてやっていくということでございます。基本的にはそういう目線に立ってやっていく必要があろうかというふうに考えております。

先ほど局長からも話があったように、事業系ごみにつきましては、そういう調査等も含めて、これから考えていきたいというふうに考えております。

それから、猪名川町、川西、それぞれの市町、それぞれでいわゆる収集が違うというふうな形、そういう形で、住民が疑問を持つと、それがただ分別の徹底にも影響があるということでございます。確かに、基本的な考え方としまして、これまでも何回も申し上げておりますとおり、原則として、1

市3町は同じような形での収集をやっていくふうな形が、基本的には原則というふうな形で考えております。ただ、市町の大きさの問題があって、若干違う部分がございます。ただ、やはりそういうことも、住民の疑惑、不信感を招くということでは考えてございます。

それから、いろんなごみ量の変化、あるいは減量の分、コストは安くなっているのかどうなのかというところがございます。確かに住民の皆様これからどういうふうな形で、この国崎クリーンセンターが成果を上げていってるかということ、本当に実感していただく、成果が目に見えるような形で、情報発信もこれからやっていくということも、非常に重要であろうと。お金の部分、それから、ごみ量の部分、そういうところも含めて、情報発信をしていきたい。これはまだちょっと年度終わってございません。一応、年度が終わった時点で、きっちりという、先ほども申しましたように、廃棄物の会計、貸借対照表、財務諸表もこれからできるだけわかりやすく、そういうふうな形でのコスト計算もしていくというふうな形を原則にしてございます。

それから、下請、孫請と、いわゆるこの国崎クリーンセンターにおいて働いている方の健康も含めて、守っていく立場ということでございます。いわゆる先ほども申しましたように、局長も申しましたように、ちょっと雇用関係にかかわる部分につきましては、基本的にはちょっと口は出せないというふうには思っておりますけれども、いわゆる労働安全衛生の考え方で、労働安全衛生、作業環境管理とか作業管理、あるいは健康管理、労働衛生教育というふうな分野がございます。そういう中で、特にこの作業環境、つまり、この国崎クリーンセンターで働くという、この環境については当然組合も大きな問題を持っているということで考えてございます。そういう作業環境管理と、それから、この国崎クリーンセンターの特化した労働衛生の教育、こういうものについては、下請というんですか、委託業者も含めて、単に組合の職員だけの労働安全衛生という部分ではなくて、委託業者全体も含めて、これから考えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（小山敏明君） 16番 黒田美智議員。

○16番（黒田美智君） 委託料の問題です。

この間、ずっと同じことを言っているわけですがけれども、管理・運営の委託料を私は返金をさせるべきだという立場で発言をずっとしてきました。なぜならば、今、履行をされているからというのは、運転稼働をしているからいいじゃないかというような意味にとられるわけですね。本来の履行というのは、契約上、資格を有して経験を有したものが運転管理に従事をしているというのが、住民目線でいけば当たり前の履行だというふうに認識をしています。後からも説明があると思いますけれども、この部分については、なぜこういうふうになるのだろうかというところの疑問はとれません。もちろん、住民が聞いたときにも、そのことはどのように説明をされて、理解、納得を得られるのだろうかというようなこともですが、この問題について、住民へ説明をされようとしていますでしょう

か。それとも、いやいやもういいんやというような形になってるのか、この1点だけ、確認をさせていただきます。

それから、もう一つは、基本的な部分については総合的に、私が先ほど申しましたような立場で、頑張ってくださいということに到着してると思っていますので、私もそのことを応援もしていきたいと思っています。

それで、今、先ほども言いましたが、私のところに来られる労働相談の方たちは、方たちはというのは複数で来られるということですので、そういった方たちはいみじくもやめざるを得なくなつてから来られる方というのは、ご一緒に労基に行ったり、いろんなところに行くことができますけれども、残念ながらまだ働いていらっしゃる方というのは、自分の首をかけて、物が言えないという立場の方たちですので、なかなか公にはなりません。特に民間企業の場合は、経営努力という言葉が使われて、人件費をどれだけ安くしていくのか等々の問題に着手をされているという実態があるわけです。

ですから、私は、先ほども言いました。せめて、公の税金が使われているところで、そういった無権利な状況の労働者を生み出さない。まして、ワーキングプアになるような方たちを生み出さないという強い姿勢で、経営努力という名前の不当な対応、不正の対応については、施設組合としては絶対に許さない立場で頑張ってくださいというふうに思っていますので、そのところは1点、確認をさせていただきたいところです。

それから、もう最後になりますので、意見もですけれども、大きなごみ焼却場が1市3町で、今、稼働が始まっている。少しずつ不適合事象の回数も減って、より住民の側から見れば、安心・安全でいってほしいという期待と、だんだんそういうふうになってきているのかなという安心感もあるということもですし、逆に、午前中の話にもありましたが、不適合事象の区分4みたいな部分も含めて、すべて住民の側に公開をされているというような状況が、施設組合が豊能・能勢の事故を契機にやっぱりここまで情報を流すかということも含めて、情報を流してくれてるんやなという安心感も住民の側からも聞こえてくるわけです。

そして、一番最初に言いました、1市3町と施設組合はいわゆる法的には全く別の自治体であるけれども、それぞれの1市3町の長がこの構成メンバーになっていらっしゃるわけですから、やはりそこは連携をしてどころか、みんな同じ立場でなければならぬはずなんですね。ぜひ、そのところは絶対に忘れないで、じゃなくて、よりもっと綿密に住民が本当にそのことを実感できるように、不信を招かない、情報も提供して、そのことがより信頼につながっていくようにしていただきたいというふうに思っています。このことはもう要望で結構ですので、2点ですね、答弁をお願いします。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） この問題に関しましては、先ほどからも申し上げておりますように、議員総会で改めてご報告を申し上げるところでございますけれども、この問題が簡単な問題であるという

認識はもちろん持っておりませんし、非常に重要な重大な問題ではあったという認識は持っておりません。

その原因となったところの一端に組合側の確認の部分というのがあったということも認識しておりますし、今後はそういうことが起こらないような業務の執行体制というのを、きちっとやっていくということについては、そういう覚悟でおるところでございます。

4月から本格稼働になりまして、7月にこの件が判明いたしまして、直ちに是正を要求し、速やかに是正がされたという状況がございます。

こうしたこともございますので、この問題について、改めて住民の皆様にご説明という考えは、今、ないわけでございますけれども、こうして議会の中で、ご報告させていただくことで、この問題についての総括を図ってまいりたいと、こういうふうと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） それでは、国崎クリーンセンターで働く者の無権利とか、それから違法な操業という部分で、労働者にしわ寄せが行かないようにというふうな部分でございます。当然、この国崎クリーンセンターで働いている職員はそういう違法な操業と、そういう形でされてるというふうなことは今も現在もないというふうと考えておりますし、これからもそういうことはないような形で取り組んでいきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（小山敏明君） 以上で、一般質問を終わります。

日程第5 議案第1号

○議長（小山敏明君） 次に、日程第5、議案第1号、平成21年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正予算（第5回）についてを議題といたします。

これより、上程議案に対する当局の説明を求めます。

大塩管理者。

○管理者（大塩民生君） それでは、議案第1号、平成21年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合補正予算につきまして説明をいたします。

今回の補正は5回目でございます。これまでの稼働状況から決算見込みを立て、これに基づく不用額等を調整したもので、第1条におきまして、歳入歳出予算額を1億7,396万9,000円を減額し、総額を18億2,323万6,000円にしようとするものであります。

また、第2条において、平成22年度4月当初から業務を行うものについて、今年度中に契約できるよう4件の債務負担行為補正をしようとするものであります。

詳細につきましては、事務局長より説明させていただきます。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） それでは、引き続き説明をいたします。

管理者から説明いたしましたとおり、今回の補正は決算見込みによる不用額等の調整と、平成22年度分の債務負担行為をしようとするものであります。

歳入歳出の補正につきましては、事項別明細で説明させていただきますので、まず、議1-4、第2表、債務負担行為補正から説明させていただきます。

施設清掃業務等平成22年度当初から業務を行うものにつきまして、今年度中に業者決定が行えるよう、4件の業務について債務負担行為の補正をしようとするもので、いずれも期間は平成22年度まで、限度額は平成22年度予算に計上しようとする額であります。

次に、歳入歳出予算の補正であります。

議1-5の総括であります。歳入につきましては、第2款 使用料及び手数料、第4款 繰越金、第5款 諸収入において増額し、この収入増と歳出における減額とを合わせ、第1款 分担金及び負担金を減額しております。

歳出につきましては、第2款 総務費、第3款 衛生費、第4款 公債費で減額補正をしております。

それでは、歳入の詳細であります。議1-6、1-7をお開きください。

第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町負担金におきまして、2億4,232万1,000円を減額しようとするものであります。これによりまして、各市町の負担金は当初予算に比べ、川西市で1億9,564万1,000円、猪名川町では1,797万8,000円、豊能町では1,513万2,000円、能勢町では1,357万円減額となります。

次に、第2款 使用料及び手数料、第2項 手数料、第1目 ごみ処理委手数料におきまして、これまでの収入実績により1,000万円増額しようとするものであります。

第4款 繰越金、第1項 繰越金、第1目 繰越金におきましては、1,813万6,000円を増額するものです。この繰越金につきましては、昨年8月の定例会において認定いただきました平成20年度決算による前年度からの繰越金の補正残額を増額するものであります。

次に、第5款 諸収入、第2項 雑入、第1目 雑入におきましては、4,021万6,000円の増額であります。いずれも実績により増減額をしようとするもので、有価物売払収入で減額ありますが、売電収入で施設での電気使用量が想定より少なかったことから、売電量がふえ、大きく増額となったことから、全体で増額となったものであります。

次に、歳出であります。議1-8、1-9をお開きください。

まず、第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費におきまして、890万8,000円を減額しようとするものであります。これは、第7節 賃金で、平成21年度総務課の正職

員が1名増員になり、このためアルバイトを雇用しなかったことから、全額を減額をしております。

第12節 役務費では、保険料の減、第13節 委託料においては清掃業務等、入札差金等の不用額調整による減額であります。

第14節 使用料及び賃借料については自動車借上料で、軽自動車についてリース延長をしたことによる減額を主なものとして、複写機使用料の増額を調整し、全体で減額としており、第19節 負担金、補助及び交付金においては、人事異動による給与費等負担金の減額であります。

第4目 緑地等維持管理費につきましては、第13節 委託料で入札差金等決算見込みにより168万1,000円の減額であります。

次に、議1-10、1-11に移りまして、第3款 衛生費、第1項 清掃費、第2目 施設管理費におきましては、3,264万2,000円の減額であります。

第13節 委託料において、排出源分析業務、環境影響評価事後調査業務など業務委託料の入札等差金を主なものとして、2,740万5,000円の減額であります。

また、第19節 負担金、補助及び交付金においては、給与費等負担金で、人事異動に伴い503万9,000円の減額であります。

第3目 ごみ処理費では1億2,999万7,000円の減額であります。第11節 需用費において、消耗品費で薬品類の使用実績が当初想定より減っていること及び単価等が減額になったこと、燃料費においてはガス使用料の減、そして、光熱水費では電気使用料の減を主なものとして、1億193万8,000円の減額であります。

第13節 委託料におきましては、スラグ等最終処分物の処分費等、業務委託料の減額を主なものとして、2,805万9,000円の減額であります。

次に、第4款 公債費、第1項 公債費、第2目 利子におきまして、決算見込みによる減額であります。

説明は以上でございます。

○議長（小山敏明君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

黒田議員。

○16番（黒田美智君） 済みません、歳入、歳出ともよろしいのでしょうか。

○議長（小山敏明君） はい。

○16番（黒田美智君） そうしましたら、まず、1-6、1-7のところの01、分担金、負担金、それから04の繰越金との絡みで、これからいろんな部分で、稼働前の部分とこれから稼働していくということがスタートをしましたので、今回、それぞれの負担金は減額になっている。でも、施設組

合としては1, 813万繰り越しをふやしましたよというような状況になっていきますが、これはどういうふうな考え方が基盤にあるのでしょうか。この繰越金を2, 000万ぐらいはためといてもいいかな、それ以外は全部1市3町に返しましょうよ、みたいなルール等々があるのかどうかということを知りたいのが1点、それから、もう一つ、02の使用料及び手数料の部分で、ごみ処理手数料なので、事業系ごみの搬入の部分で1, 000万ふえましたという部分なんですけれども、新しい炉が建つときに、抜き打ち検査をしていきたいと思いますというので、ごみピットの中にも検査場みたいなところがあって、ということ、私たちが説明を聞いたんですが、そのチェックというのは、この今まだ2月ですから、1月まででも結構なんですけれども、4月から本格稼働になって、そういうふうなチェックを何回ぐらいされたかというような部分とか、それからそのチェックのあり方とかというのは、きちんと記録に残っているのか。もちろん、何かあれば是正をさせていくというような状況になっていくのかという、チェックのあり方についてのご答弁というか、お聞かせをいただきたいのが1点、それから、05諸収入のところの有価物売却収入では312万の減になっているところなんですけれども、もともとの予定というので見ると、かなり大きな額なのかなというふうに思うんですが、このあたりの部分で、今までの1市3町と大きく変わった部分があるのかどうかというのが知りたい部分と、ここで聞いていいのかちょっとわからないんですが、売電収入は大きくふえています、このごみ焼却場が稼働するとき、温熱利用はちょっと宙に浮いたままみたいになってるんですが、今のところ、その温熱の利用なんかというのは、施設組合として何かその後、具体的に進んだとか、いやいや何もやってませんというような状況になっているのかというのが知りたい部分です。

それから、もう一つは、1-10と1-11のところとかで、もうばくつとなんですけれども、ごめんなさい。委託料の部分でね、詳細な説明をというので、資料請求をさせていただいて、その委託料の大まかな委託の部分については出てきているんですけれども、組合として資料請求というような形というようなシステムが、なかなか川西の市議会みたいにうまくいっていない、システム化されていないので、という部分もあるんですが、今後、今回、この予算が事業別の項目にしてと少し変えられた。これは見やすいというような形の川西市の評価なんかもあって、こういうふうに変えられたという経過があると思うんですが、こういう委託料の部分で、川西市ではね、違う予算の補足の書類みたいな形で、私が資料請求させていただいたみたいな項目が出てきてるんですね。だから、今後そういうことも含めて、取り組みとして、方向性としてはそういうふうにならざるを得ないとしても、これくらいの分はすべての議員さんに配っていただけるようなシステムができればいいなというふうに思うんですが、これは後から予算のときに聞けばよかったら、それはもう後回しにしてもらったら結構です。

以上です。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） それでは、ちょっとこちらでお答えできる分についてはお答えをしていきます。

まず、繰越金のルールのことでございます。

先ほども言われましたように、ちょっとこれは4月当初になかなか分担金、負担金がすぐ請求という形にはしておりますけれども入ってこないという部分もございます。そういうことで、約2,000万ほど、実は平成21年度はそういうふうな形で繰越金をやっていこうというふうな形で決めてございます。この21年度の決算でも、大体それぐらいの繰越金が出てこようかというふうには思いながら、この補正予算を組まさせていただいたところでございます。

それから、歳入の有価物の減っているという部分でございます。

実は、この有価物の収入の部分でございますけれども、当初予算につきましては、平成19年の1市3町の実績をもとに組まさせていただいたところでございます。一応、3,000万という形で当初予算を組まさせていただいたところでございますけれども、實際上、今の状況から見させていただくと、3,000万まで至らない。約300万足りないというふうな形でございます。

これにつきましては、実は、後で調べておりましたらわかったんですが、19年というのは非常に、こういう有価物の単価が変動した年でございます。北京オリンピックまでは非常に高い状況があって、それが11月、リーマンショックの部分から、もう途端に下がったというふうな形、半年が非常に高い状況で、半年間が非常に安い状況になったというふうな、そういうところでございます。

今現在、こちらで見えておりますのは、大体、スチール缶プレスでいきますと、キログラム当たり16.5円、あるいはアルミ缶でいきますと、今回また2月からということですから、1キログラム当たり65円というふうな単価でございます。19年の単価とはなかなか比べられない、19年がそういう状況でありましたので、なかなか比べられないんですが、基本的には業界誌等見まして、大体、相場的にいつてるんかなというふうに考えてございます。ということで、実績として300万ほど足らなかったということでございます。

以上でございます。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼施設管理課長（井上 功君） ごみの搬入時の検査、1月までの状況ということなんですが、平成21年度については、まだ実施しておりません。次年度以降、検討してまいりたいと思います。

それから、温熱の利用でございますけれども、場内の温熱には利用しておりますけど、場外の温熱利用が全く行われておりません。

以上でございます。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 委託料の詳細についての参考資料でございますけれども、これは前向きに考

えてまいりたいというふうを考えております。

○議長（小山敏明君） よろしいですか。

池上議員。

○13番（池上哲男君） ちょっと予算とも絡むので、予算のところは予算で聞くんですが、この21年度の予算というものと比較は、私、細かくできないもので、余りわかってないまま聞いて申しわけないんですけど、分担金及び負担金のところで2億4,200万の減額されてて、その大きいものを見ますと、議1-11のところの需用費がかなり大きいわけですね。その上にある委託料の中では調査関係の分がというふうにおっしゃいましたので、この部分は今後は減っていくのかなと思うんですが、この需用費の1億からの減というのは、これは22年度もこれに基づいた推計で組んでいかれるのか、この辺の内容がちょっと私わからないもので、一番大きいもの、ここ目立つんで、それとその下の13節の委託料でも、業務委託が2,500万というふうに減ってるわけなんですけど、給与等の分はこれは別としまして、委託関係で減ってる分は、22年度もこれに基づいた予算になっていくのかというところ、ちょっと予算に踏み込めないんで、ここだけでちょっとお聞きします。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼施設管理課長（井上 功君） 平成22年度の予算につきましては、今回の平成21年度の補正を基礎として算出しております。したがって、減額後の21年度予算と22年度予算がほぼイコールになっているかと思えます。

以上です。

○議長（小山敏明君） よろしいですか。

平岡議員。

○17番（平岡 譲君） ちょっと気になる点だけ、1点だけちょっとお聞きします。

議1-9の節の07の臨時用人料ということでアルバイトが減員になったという説明を聞いた中で、総務課に増員ということで、正職員が配置されるということなんですけど、これは21年度、期中に増員されたものなのか、あらかじめ予定されていたのかどうか、お聞きしたいです。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） これは、基本的には当初から予定をしておいて、正職員の配置は、それにプラス、アルバイトをつけるというふうな形でございましたけれども、一応、正職員全員、これで初めての対応でございましたけれども、この正職員で一度やってみようということで、やらせていただき、アルバイトを雇わなかったということでございます。

○議長（小山敏明君） 平岡議員。

○17番（平岡 譲君） 当初から決まっていたことであれば、増員というような言葉はどうなのか。増員と、僕、聞こえたんですよ。その辺、ちょっと理解しがたいんで、済みません。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） 増員といたしますのは、20年度から比べて21年度、総務課の職員が1名ふえたというところでございます。

○議長（小山敏明君） いいですか。

黒田議員。

○16番（黒田美智君） 先ほどの議の1-6と1-7のところ、事業系のごみのチェックは平成21年度してないということなんですけれどもね、随分前に、排出ガスの基準値の中で、鉛等がうんとふえるという状況の中で、1月から3月まではいわゆる住民の方のごみの搬入だけで、4月から事業系のごみが入った途端、排ガス基準値が守られなかったという点があったと思ってるんですけれども、そのあたりのことも含めて、新搬入基準になってというところで、もちろん住民の側も右往左往したという実態があると思うんですが、そのあたりの事業主さんへの指導なんていうのは、一体どうなったのか、なぜ実施しなかったのかという点がお聞きしたい部分と、1-8、1-9のところの04緑地等維持管理費の部分なんですけれども、マイナスという部分では出てるんですけれども、この緑地等維持管理というのは、一体どの場所を指すのかというのをちょっと明確にしていきたいんです。

この間、この年度の予算のときに、この建物のいわゆる壁面緑化というんですかね、屋上緑化の部分の管理監督をどうするねんみたいところで、ちょっと予算の中で、同じ場所を委託業者がどちらも管理をするようなことのちょっと答弁があって、そこはきちんと整理をしますというような状況が、昨年と同じときにあったと思うので、ここの部分を少し教えていただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼施設管理課長（井上 功君） 1点目の排ガスとおっしゃいましたが、溶融固化物の鉛に関係が4月以降、6月に測ったときに溶出基準を超えた実態がございます。その原因につきましては、事業系のごみというふうな限定をしたわけではございませんで、4月以降、リサイクルプラザの破碎のごみはかなり、3月までは川西の分が入っておりませんでしたので、そこのごみが少なかったんですけれども、そのリサイクルプラザの破碎のごみが入ってきたことによって、その辺の重金属の濃度が変わったんじゃないかなというような見方をしております、事業系もあるかもしれませんが、そういう要素もあるということでございます。

ただし、おっしゃるように、事業系のごみの展開検査というのは必要と考えておまして、今後、実施させていただきたいと考えております。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） それでは、緑地管理費の問題でございます。

この緑地監理費の対象となる部分につきましては、大きく分けまして、芝生の広場、多目的広場でございます。それから屋上緑化の部分、それからもう一つは、大きくはこの緑地全体、この敷地内も含めて、山地の緑地帯も含めての部分でございますけど、基本的に予算を使っておりますのは、この緑地、多目的広場、それから屋上緑化、それからいわゆる散策路の周りというところで、予算を使っております。

一応、どちらの持ち分かという部分が前のときに問題になりました。一応、分けとして、はっきりと役割分担といたしまして、この屋上緑化、あるいはこの散策路の日常の雑草取りとか、そういう部分につきましては啓発施設にお願いをしてると。それから、年に1回、あるいは年に2回、芝生管理も年に2回にしようというふうに考えておりますけれども、そのほかに、この周りの雑草の刈り取り等につきましては、組合の方が役割分担をしてるということでございます。そういう形で決算見込みを取りまして、今回、上げさせていただいたところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（小山敏明君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 1-6、1-7のところですか。事業系のごみという部分でね、事業系のごみだけではなくて、川西の部分のごみもふえたのかということなんですけれども、だろあではなくて、やっぱりなぜその鉛の値がふえたのかということではね、やっぱりああでもないこうでもないというように原因を特定していけるような手だてとしては、とても展開検査ですか、大事なかなと思いますし、本当に分別が変わった年だからこそ、きちんと事業者さんを指導するという形では必要であったのではないかなというふうに思いますので、もう過去には戻れませんので、ぜひ、そのところは徹底していただきたいという部分、それから、もう一つ、緑化の部分で1点聞きたいのは、今のところ、残存緑地の部分については、この年は全くお金をかけてないというとらえ方でいいのかどうかということが一つ、それから、日常の点検と年に1回か2回のという部分で、どういうふうに分けていくのかなというところでは、とてもちょっとクエスチョンが残る部分なんです。すごくちょっと極端な言い方をしますと、施設組合が年に1回か2回、この雑草ももう一回きちんとやってくれるねんから、日常の点検はちょっとぐらいいいじゃないのみたいになっていく可能性もあるのではないかなというふうに思ってしまうので、やっぱりそのところは、日常の点検をしっかりと、委託料を出してやってもらうわけですから、しっかりとやって、そこでできない部分については、施設組合として管理していくというようなことが当たり前ではないかなというふうに思いますので、来年度の予算の中でも同じことになっていくことになっていくと思いますが、やっぱり日常、住民の方たちが見学に来られたときに、「あらあら、これはちょっとね」というような感想を持たれないような点検と、そこだけではできない部分、大きな枝が生えてきてるから、そこを切りましようねみたいなことなんかになっていくような部分があるのならば、また別物ですけども、そのところの施設組合と委託業者の関係は明確に、委託業者の方にしっかりと仕事をしていただくというところは、ぜひ

点検、管理監督をお願いしたいと思います。要望で結構です。

○議長（小山敏明君） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

黒田議員。

○16番（黒田美智君） 一般質問のところでもちょっと明らかになった部分ですが、私はこの補正予算の中で、運営管理の委託料の返金が出てくるかと期待をしていました。この間の議論の中で、資格に給料のプラスアルファをつけるというような答弁がありましたのでね、半年間、試運転からいったらもっとですけども、本格稼働で半年間の間、そのような資格を持った方たちがいらっしやらなかったわけですから、その資格に要するプラスアルファ部分ぐらいは減額補正して当たり前だというふうに考えていましたが、残念ながらそうではないようですので、この補正予算のどの部分ではありませんけれども、平成21年度の最後の補正の部分ですので、ここで反対という立場をとらせていただきます。

○議長（小山敏明君） 他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小山敏明君） ないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

本案については、起立により採決いたします。

原案に賛成の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（小山敏明君） ありがとうございます。賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号

○議長（小山敏明君） 次に、日程第6、議案第2号、平成22年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合予算についてを議題といたします。

これより上程議案に対する当局の説明を求めます。

大塩管理者。

○管理者（大塩民生君） それでは、議案第2号、平成22年度猪名川上流広域ごみ処理施設組合予算について説明をいたします。

本案は、冒頭説明をいたしました事業方針に基づき、平成22年度予算を定めようとするものでありまして、第1条において歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ22億910万円と定めようとするものであります。

また、第2条では、歳出予算の流用について定めております。

なお、当該平成22年度予算は、平成23年度以降の予算の基礎となるものであることから、歳出予算におきまして事業別の編成といたしておるところでございます。

詳細につきましては、事務局長より説明をさせていただきます。

○議長（小山敏明君） 水越事務局長。

○事務局長（水越保治君） それでは、引き続き、平成22年度予算についてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書議2-2ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算であります。歳入におきましては、第1款 分担金及び負担金、第2款 使用料及び手数料、第4款 繰越金、第5款 諸収入の区分、また、歳出におきましては、第1款 諸会費、第2款 総務費、第3款 衛生費、第4款 公債費、第5款 予備費の区分において、それぞれ22億910万円としようとするものであります。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明をさせていただきます。

議2-3では歳入、歳出の総括を記載しております。この主な内容であります、議2-4、2-5をお開き願います。

まず、歳入であります、第1款 分担金及び負担金、第1項 負担金、第1目 市町負担金において19億6,714万9,000円を計上し、第2款 使用料及び手数料、第1項 使用料、第1目 施設使用料100万円、第2目 公有財産使用料で4万3,000円を計上しております。

また、第2項 手数料では、第1目 ごみ処理手数料として、事業系等の一般廃棄物処理委手数料として、平成21年度の事業系等のごみ受入実態から、手数料10キログラム当たり80円の手数料で、1億3,800万円を計上し、情報公開手数料については科目設置としております。

次に、第4款 繰越金、第1項 繰越金及び第5款 諸収入、第1項 預金利子については科目設置として各1,000円を、また、同じく諸収入の第2項 雑入においては、まず、雑入として容器包装リサイクル法に係る再商品化合理化拠出金制度による平成20年度実績分の拠出金が、平成21年度各市町に交付されたことを踏まえ、構成市町等への交付金額をもとに1,300万円を計上したほか、それぞれ平成21年度実績を踏まえ、有価物売渡収入で2,760万円、売電収入で6,000万円等を主なものとして1億290万5,000円を計上しております。

次に、議2-6、2-7をお開き願います。歳出でございます。

まず、第1款 議会費、第1項 議会費、第1目 議会費におきましては、第1節 報酬から第13節 委託料まで、組合議会に要する経費として213万2,000円を計上し、事業として01議会費人件費と02議会運営事業に分類して計上しております。

まず、01議会費人件費では、第1節 報酬におきまして、議会議員18名の報酬109万8,000円と災害補償費の科目設置1,000円で、合計109万9,000円を計上し、02議会運営

事業では、主なものとして第13節 委託料におきまして、議事録作成委託料といたしまして85万1,000円を計上し、合計で103万3,000円を計上しております。

次に、議2-8、2-9に移りまして、第2款 総務費、第1項 総務管理費、第1目 一般管理費であります。これは、総務課所管の一般的な事務経費であります。第1節 報酬から第27節 公課費までで9,075万3,000円を計上しており、事業といたしましては、01一般管理費人件費から03環境保全委員会事業までの3事業としております。

01一般管理費人件費では、第1節 報酬におきましては、特別職報酬と情報公開審査会委員報酬等として70万8,000円、第19節 負担金、補助及び交付金で、事務局長及び総務課職員計6名の給与費等負担金6,100万円を主なものとして、合計6,170万9,000円を計上しております。

次に、02総務管理事業では、第11節 需用費におきまして、消耗品費において、用紙代やトイレ用品等施設管理に係る費用として153万7,000円を、印刷製本費では、平成22年度より、原則年6回の組合広報発行の印刷費及び例規集加除等で、226万3,000円を主なものとして、計408万7,000円を計上し、第12節 役務費では郵送料のほか、電話代、インターネットに係る通信運搬費で90万4,000円を、手数料では広報配布のための費用を主なものとして265万円を、また、火災保険料等で280万8,000円、計636万2,000円を計上しております。

第13節 委託料については、施設清掃業務920万円、施設除虫消毒業務150万円を主なものとして、1,124万3,000円を計上し、議2-10、2-11に移りまして、第14節 使用料及び賃借料ではOA機器等事務機器の使用料、自動車借上料を主なものとして432万4,000円を計上しており、これらにより事業合計として、2,648万6,000円を計上しております。

03環境保全委員会事業におきましては、委員の報償費、資料の郵送に係る役務費及び議事録作成委託料により、合計255万8,000円を計上しております。

議2-12、2-13に移りまして、第2目 公平委員会費におきましては、委員報酬等必要経費を、また、第4目 緑地等維持管理費では、02緑地等維持管理事業の第13節 委託料において、年2回の芝生管理と防獣ネットの設置を主なものとして475万円を計上し、合計499万4,000円としております。

次に、議2-14、2-15、第2項 監査委員費、第1目 監査委員費では、委員報酬等必要経費を計上しております。

議2-16、2-17に移りまして、第3款 衛生費、第1項 清掃費、第2目 施設管理費につきましては、第1節 報酬から第19節 負担金、補助及び交付金までで2億328万1,000円を計上しております。事業別では、01施設管理人件費から03施設整備事業までの3事業としております。

まず、01施設管理人件費では、第1節 報酬におきまして、平成21年度委託業者雇用で組合の顧問との位置づけであったボイラー・タービン主任技術者について、組合と明確な雇用関係が求められたことから、新たに嘱託職員として雇い入れるため、393万6,000円を計上しております。なお、これに伴い、焼却施設管理運営委託料につきましては、これに対応する額を減額することとしております。

また、第19節 負担金、補助及び交付金では、給与費等負担金で1億1,200万円を計上し、合計で1億1,593万6,000円を計上しております。

02施設管理事業では、施設管理課の一般経費が主な内容であります。第11節 需用費において、消耗品費で施設管理課の事務用品、作業服及び安全用具等の費用で123万8,000円を主なものとして142万2,000円を計上し、第12節 役務費では、周辺地区の排ガス表示板用通信費を主なものとして48万3,000円を計上しております。

第13節 委託料では、まずエレベーター等の保守点検委託で656万4,000円を、ごみやスラグ等の性状分析のための排出源分析業務や環境影響評価事後調査業務の業務委託を主なものとして6,950万円を、また、調査委託料では、施設の運転状況の監視や、機器のメンテナンスの必要性について、専門的な立場からの技術的支援業務を委託する費用として750万円を計上し、委託料合計8,356万4,000円を主なものとして、事業全体で8,584万5,000円を計上しております。

03施設整備事業では、洗車場周辺の汚れを防止するため、洗車場を覆う工事を行うため、第15節 工事請負費で150万円を計上しております。

次に、議2-18、2-19、第3目 ごみ処理費で、焼却施設及びリサイクル施設の運転に必要な経費として、第11節 需用費から第19節 負担金、補助及び交付金までで、11億6,321万5,000円を計上しております。事業区分は、01焼却事業と02リサイクル事業の2事業であります。

まず、01焼却事業の第11節 需用費では、消耗品費で焼却施設の排ガス処理や、飛灰の安定剤等の薬品類の経費として、1億1,013万7,000円、燃料費では熔融処理のためのガス代を中心として、1億7,361万円、光熱水費では、電気代、上下水道料で8,420万円、これに修繕料を加え3億7,094万7,000円を計上し、第13節 委託料では、焼却施設の機器やクレーン等重機の保守点検の委託料で3億2,000万円、スラグの運搬、処分に係る委託料で5,687万5,000円を、また、焼却施設施設管理委託料として2億6,415万円を、合計6億4,102万5,000円を計上し、事業合計10億1,197万2,000円を計上しております。

02リサイクル事業では、第11節 需用費において、消耗品費で、搬出物のこん包用資材を主なものとして1,124万9,000円、燃料費でフォークリフトなどの重機の燃料代として108万

円、重機等の修繕料として500万円で、1,732万9,000円を、第13節 委託料では、容器包装指定法人委託や処理困難物処理委託、また、有害ごみの処理委託などの業務委託料で2,862万5,000円、施設管理委託料で1億442万1,000円を主なものとして1億3,372万6,000円を計上し、事業合計1億5,124万3,000円を計上しております。

次に、議2-20、2-21、第4目 啓発費で啓発施設の運営費として、第11節 需用費から第18節 備品購入費までで7,000万円を計上しております。事業といたしましては啓発事業の1事業でございますが、第13節 委託料の指定管理料6,900万円が主なものであります。平成22年度から家具の修理を行おうとすることから、備品購入費を50万円計上をしております。

次に、議2-22、2-23に移りまして、第4款 公債費、第1項 公債費の第1目 元金では、公債費管理事業として、平成15年度債、平成16年度債、平成17年度債に続き、今年度から平成18年度債の元金償還が始まることから、4億7,927万4,000円を、第2目 利子につきましては、組合債利子及び一時借入金利子として1億9,320万円を計上しております。

第5款 予備費につきましては、例年同様200万円を計上しております。

なお、予算説明資料として、議2-24に債務負担行為に係る調書を、また議2-25には、地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しております。

説明は以上であります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小山敏明君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑について、歳入予算と歳出予算に分割したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小山敏明君） ご異議なしと認めます。

それでは、まず、歳入予算について質疑はありませんか。

平岡議員。

○17番（平岡 譲君） 歳入の議2-5のページなんですけど、区分の01の市町負担金ということで、事業負担金で1市3町の負担金の比率について、積算根拠に当たる部分で、比率について、1市3町どれくらいの比率で負担されるのかなというところを、まずお聞きさせていただきますか。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） 平成22年度の負担金の内訳でございますけれども、一応、施設の管理アロケでございますけれども、これは、持ち込みの焼却ごみでアロケをするということでございます。ただ、ですから、平成22年度決定しているわけではございませんが、一応、今現在、仮のアロケといたしまして、昨年の10月までの管理アロケで焼却ごみ、川西が0.711、それから猪名川町が0.1463、それから豊能町が0.0902、能勢町が0.0525、一応この管理アロケ

を主なものとしまして、積算をしてございまして、一応、市町負担金が19億6,714万9,000円でございますけれども、このアロケでもちまして、川西市が13億5,988万5,000円、猪名川町が2億9,298万6,000円、豊能町が1億9,920万円、それから能勢町が1億1,507万8,000円というふうな形で負担金をいたどうかというふうに考えてございます。

○議長（小山敏明君） 平岡議員。

○17番（平岡 譲君） 雑入のどこなんですけれども、議の2-5の一番下段のどこになるんですけれども、容り法に基づく拠出金なんですけれども、この市町村への拠出金ということで、協会の方から払われるということを知ったんですが、逡減額とあとは品質によるものということで認識してるんですけれども、現在までに出されたリサイクルの収集物の品質なんですけれども、ランク的というか、この言い方がいいか悪いかは別なんですけれども、品質的にどういうふうにお考えなのかお聞きしたいです。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） この雑入の容器包装に係る拠出金でございます。

制度は説明はいたしません、基本的に、容器包装リサイクル協会からもらうというんですか、基本的に事業者が容器包装リサイクル協会に出した拠出金と、それと実際にかかった額との差がある場合には、その2分の1を市町村に、いわゆる分別収集等を努力してる市町村に、渡していこうということでございまして、その計算につきましては、まずその原資の2分の1を分別基準適合物の品質がすぐれているところに渡す原資にしようと。もう2分の1をいわゆるそのこちら、例えば、国崎クリーンセンターの分別基準適合物をリサイクルするという入札をするわけですけど、その入札金額が平均に比べて少ないところは、その少ない分だけの分を渡していこうということで、そういう額を原資として、2分の1を原資として割合でもらえるという形になってございます。

そういうことですね、実は、残念ながら、この国崎クリーンセンターは品質による配分はいただけません。実はこれは、容器包装リサイクル協会の検査、特に容器包装プラスチックの分が非常に大きな原資を持っておるんですけど、この容器包装プラスチックの検査がございまして、本来、このリサイクルにやってる品質によってもらえる部分につきましては、容器包装比率が95%、つまり異物混入率が5%以下の自治体にももらえるんですが、残念ながら、この国崎クリーンセンターの容器包装プラスチックの部分では、残念ながら容器包装比率が86.06%という検査でございます。異物がそういうことで、13.94%あったということでございまして、ランクとしては三つのランクがあるんですが、真ん中のBランクとされておまして、そういうものはできないと。なおかつ、ちょっと禁忌品ということで、ライターやかみそりなんかも見つかったということで、この部分につきましては、Dランクというふうな形での評価を受けてるというところでございます。

以上でございます。

○議長（小山敏明君） 平岡議員。

○17番（平岡 譲君） 容器包装比率が86%ということで、せっかくリサイクルプラザも、あるいは啓発施設も完備されてるといふ、いろんな方に見に来ていただきたいということで、事業方針にもありましたように、1万人をね、半年で越えるというような見学者もある中で、やはり90%以上、達成していくべきだと思うんですけども、その辺について、いかがお考えですか。これは予算にもまたね、関係してきますので、ちょっとお聞きします。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） 先ほどの容器包装プラスチックの品質の調査がございまして、その中でですね、実は、異物が先ほど13.94%というふうに申しましたけれども、その内訳でございまして、汚れてるプラスチック製容器包装、これが3.41%、それから、ペットボトルが入ってる。これが5.19%、それから、容器包装以外のプラスチック、いわゆるバケツとか容器包装以外ですね、バケツとかおもちゃとかでございまして、これが3.26%ございまして。あと、指定袋が入ったとかいう分はございまして、それについては、非常に率が少なく、この三つをですね、何とか、特にペットボトル等の分別をきっちりしていくと、ある程度、収集の率が上がってくるかなと。分別の分別比率というんですか、容器包装比率が上がってくるかなというふうな形で考えております。また、これは各市町さんともご協議をさせていただきながら、やっていきたいし、啓発も含めまして、とっても手選別を入れてるだけでは、この部分についてはなかなか、分別をきっちりしていただくということでない、なかなか手選別でもそこまでははじけないんじゃないかなというふうに考えておりますので、1市3町、構成市町ともよく協議をしてまいりたいと考えております。

○議長（小山敏明君） ほかに。

黒田議員。

○16番（黒田美智君） 1点、議の2-4、5のところです。

ごみ処理手数料の部分で、来年度は展開検査もしていきましようということだったんですが、この展開検査というのは、費用はかからないという認識でいいのかという確認が1点、それから、今の部分なんですけれども、容器包装のところですね、施設組合は搬入後しかかわらないということなんですけれども、午前からずっと話を聞いていますし、もちろん、それぞれの市長さんや町長さんがいらっしゃるんで、実は、川西でもね、実は水曜日がプラスチックを一括して収集しましようみたいになっているんですね。同じようなところに、ペットボトルと、それから容器包装の部分を全く別物として、ビニール袋に入れて住民の方たちが出されます。ペットボトルも裸で回収を川西市はしてませんので、そういう状況になって、同じパッカー車がぎゅうぎゅう詰めに詰めていくやないかというような意見というか、住民の方からの訴えが結構あるんですね。そうなってくると、本当に市民の側から見たときに、せっかくやってるのに何やねんというようなことだとか、分けてるけれども、同じパッ

カー車に詰めていったら一緒やないか、みたいなことだとか、極端に言えば、同じプラスチックやから別にどっちも入れてもええやないかみたいなところまでね、いろんなやっぱりご意見があるというところで、1市3町でのごみ収集の曜日の絡みだとかね、というような部分も今1年間たってみて、いろんな反省や課題が見えてくると思っていますので、この収入にかかわったり、逆にお金を払ってという部分も出てきますのでね、大枠の中でやっぱり分別、リサイクル収集というところでの1市3町の連携、施設組合と一体となったよりよい方策については、この年度の課題になっていくんでしょうか。

済みません、その部分と、それから、もう一つはね、一番下の洗車機使用料5万2千800円というのがついているんですが、どの程度の車の割合で洗車をなさっているのでしょうか。きっと、ここに集中してきますので、雨の日なんかの泥のついたタイヤが道路を往来するよりも、きちんとやっぱり洗車をなさって、住民の方たちに快適に生活をするための方策というような形もあるんですが、支出の方でも150万かけてこの洗車場所のところは改修していきましようというような方向にもなってますよね。だから、もちろん、必要な経費はかけていただいたらいいわけですが、施設組合として、この洗車機の位置づけというのは、どのようなパターンで、何割ぐらいが利用なさっているのか。入ってきたら必ず洗って帰るといふわけには、きっとなってないと思いますので、ちょっとそここのところ、詳しく教えてください。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼施設管理課長（井上 功君） 最初の展開検査の費用なんですけど、これは組合職員が検査に当たるといふ考え方でございますので、基本的にお金はかからないというふうに考えてます。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） いわゆる容器包装の分別の関係でございます。確かに、いろんな課題が、先ほども申し上げましたとおり、見えてきてるということでございますので、先ほども申し上げましたとおり、こういう調査の報告も来ておるところでございますので、こういうものも含めて、構成市町とも協議をさせていただきたいということで考えております。

そして、こういう内容も住民の方にもお知らせをしまいたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 洗車機の関係でございますけれども、パッカー車を洗車されるということで、主にはですね、やはりごみを積んでこられますと、ごみ汁等が流れ出たりというようなこともございますので、そういった汚れを取るというのが、主な目的で使われておまして、今、主に使っておられるのは、許可業者さんの方と、一部直営では豊能町さんの方がお使いになっていらっしゃるというふうに理解しております。

○議長（小山敏明君） 他にありませんか。

宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） 先ほどから、この容リプラの問題について、話が出ているんですけども、容リプラはやはりお金をかけて引き取っていただくごくわずかですけどもね、引き取っていただいている状態なんですけれども、結局は容リプラ協会から容リの業者の方に回ったときにそのほぼ半数が燃やされてしまう。不適切であるということで、燃やされてしまう。うちの容リなんかも結局、非常にDランクということですのでね、異物の割合が多い、86%でありながら、容リにいけるのは86%でありながら、分別しながら、また手選別しながら、Bランクにいくというのは、かなりこれは程度が悪いかなと思うんですけども、そのような事情からね、あちこちでは、今、この容リプラをもう容リプラ協会の方に回さないで、自施設で熱回収していく。熱回収ということが一つのエコですのですね、そういうふうなところも出てきています。

この施設では、そのようにして今後ですね、熱回収することを考えていく、まあ、乱暴なあれなんですけれども、そういうことも考えられるのではないかと思います、それについて、今、売電ですね、売電がかなり売れている。それから、また、給湯についてね、先ほどもお話ありましたけれども、その温熱について、自施設内でそれを使用している状態なんですけれども、それを外部に出していくということですね、これも一つ違う方面での資源化ということになると思いますけれども、その点についてどのように考えておられるか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） おっしゃる部分は、ある程度、理解もできるかというふうに思います。うち、今は、この国崎クリーンセンターの容リプラは大分まで運ばれております。そういうことで、非常に、大分まで運ぶのにそういう燃料費も含めると、非常に環境に対してどうなのかというふうな形がございます。

ただ、この容器包装につきましては、法律がございまして、いわゆる国が一つ、目標、こういう形でやっていこうという一つの枠組みをつくった部分でございます。確かに、今言われてますとおり、この容器包装、特にプラスチックについては、容器包装プラスチックの中身についても非常に議論がございまして。

それから、東京都の23区では、確かに今おっしゃいますように、今は熱回収、そこの処理場で燃やして熱を回収してやっていこうというふうな形での取り組みがされております。

ただし、それに対しては、いわゆるプラスチックを焼くということ、それから熱回収もそれだけでいいのかというふうな形の中での、非常に大きな議論になってるところも確かでございます。まあ言いましたら、今の時点では、この国の大きな枠組みの中で、基本的にはこの容リプラにつきましても、この容器包装リサイクル法の枠組みでやっていくというふうな形で考えてございます。

言うならば、そういう今現在、議論がされてる中の推移を見ながら、これは、国の方針もそれで決まってくると思うんですが、そういう議論の推移を見ながら、こちらも判断していったらどうかというふうに考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（小山敏明君） 宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） ありがとうございます。そういうお気持ちでしたら、それで方向性を出していかれたらいいかと思うんですけども、その場合ですね、今の現施設で、その熱回収を行っていくということは可能なんでしょうか。それとも、またさらにですね、附帯の施設をつけていかないといけないというような状況でしょうか。それをちょっとお聞かせください。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼施設管理課長（井上 功君） 将来的に申しますと、ごみ量の関係に結局なってくるかと思えます。現在でしたら、まだ日に7トンから8トン平均でございまして、ごみ量が計画ごみ量まで至ってませんので、その量的には現在の施設で全量焼却は可能かと思えますけども、将来、平成26年、27年になりまして、ごみ量がふえてきた場合には、若干、処理が難しくなることが予想される、そういう状況でございます。

○議長（小山敏明君） 次に、歳出予算について、質疑はありますか。

黒田議員。

○16番（黒田美智君） 歳出の2-16と17のところの施設管理人件費のところ、先ほど、ボイラー職員のことが話にありましたので、委託会社の職員ではなくて、施設組合の嘱託員として、雇用をしますということの理解でいいのかという確認が1点、それから、その下の施設管理事業のところになりますが、13、委託料のところの02の業務委託料のところでは、資料をいただいているんですけども、少し、排出源分析業務委託のことをちょっとお聞かせください。補正予算のところにも少し予算をもらったんですが、昨年度、かなりの減額をなさっているという状況がありますので、その昨年度の実績の部分と、今年度の予算の絡みで1点、お聞かせください。

それから、もう一つ、その調査委託料のところ、750万、技術支援業務委託ということだったんですが、これは具体的にどういうふうなことなのか。どなたか職員さんがずっといらっしゃるとかいうふうなことなのか、ちょっとその辺がわからなかったの、詳しくお聞かせをください。

それから、ごみ処理費のところでのスラグ等の運搬業務の部分なんですけれども、このスラグの運搬業務、それから最終処分委託も含めて、これは量と金額は正比例していくものという認識でいいのかという部分と、このスラグを利用していくという考え方について、もう1点、それから、03の衛生費のところの13の委託料のところ、業務委託料で処理困難物処分委託というのがあるんですが、実は、平成21年度の補正の部分では、これがゼロになってるんですよね。減額が500万になってますから、全くなかったという認識でいいのかどうかちょっとわからないんですが、また、予

算としては396万ついているというところの部分を開きたいのと、もう1点、その下の有害ごみ処理委託のところ、実はこの有害ごみについては、増額に補正ではなっていますので、そのあたりの絡みのことで、935万という予算のなりわいという部分を知らせていただきたいところです。きっと、その有害ごみの部分と処理困難物というのは、何か関連があるのかなというふうに思うんですが、そのあたりを教えてくださいましたらありがたいです。

以上です。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 私の方からボイラー・タービン主任技術者の関係についてお答えをさせていただきます。

22年度はこのボイラー・タービン主任技術者を組合が直接雇用しようとするものでございます。

21年度につきましては、委託業者の職員という位置づけになっておりましたが、22年度は組合が直接雇用するという形にしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼施設管理課長（井上 功君） まず、施設管理費の業務委託料のうちの排出源の委託料でございますが、これにつきましては、昨年、平成21年度の予算を作成時に、ある程度見積もりを徴収して、予算を計上したところでございまして、実際に再度、設計に当たりまして、見積もりを徴収しますと、かなり当初予算より低い単価が提示されたということで、平成21年度につきましては、最初の設計の段階からかなり当初予算より下回ったというところでございます。

そして、さらにそこからさらにまた入札差金等が発生しまして、平成21年度につきましては、当初予算よりかなりの減額になっているというのが実態でございます。そして、平成22年度につきましては、一応、平成21年度の設計額をもとに予算計上しているところでございます。

それと、06調査委託料、これは技術支援ということで、今現在、施設の運営管理が適正に行われているかどうか、それを具体的には大阪市環境事業協会なんです、そこに委託してまして、定期的に報告書なんかをチェックしていただいて、適正に運転管理が行われているかを確認していただいております。

それと、施設点検整備事業、これにつきましても、項目が適正か等について、助言をいただくことになっております。そういう業務内容が調査委託料の750万円でございます。

それから、スラグの運搬処分でございますが、これは単価契約ということになっておりますので、量に正比例して額が上がるというようなことになってます。計上的には毎年非常に設計額に比べて低い額で落札されてまして、運搬につきましては低い額で落札されてますが、その額で予算計上するわけにはいきませんので、ある程度、設計額に基づきまして、計上しております。

それから、スラグの有効利用についてでございますが、当初1年間につきましては、そのスラグの基準がございまして、その有害物が溶出ししないかどうか、その試験をずっと継続的にやっております。その結果を見て、次年度以降、安全性が確かめられましたら、そういう有効利用について検討してまいりたいと思います。

それから、処理困難物でございますが、現在、平成21年度はためている状態でございます。タイヤ、バッテリー等ございまして、現在、適正かつ経済的に処分すべく、慎重に処分先を検討しているところでございまして、21年度は予算から削除したというということでございまして、物としては、21年度と22年度分が出てくるということで、22年度は引き続き計上させていただいております。

それから、有害ごみにつきましては、豊能町だったかと思いますが、以前に既に全都清ルートというそういうルートがありまして、その処分実績をもとに、計上しておりましたが、実際に蛍光灯と乾電池の処分量が実際に集めてみますと、予想よりふえているということで、そういう額になっております。

それから、有害ごみと処理困難物に関しましては、全く別のもので、有害ごみは今言いましたように、乾電池と蛍光灯でございます。処理困難物はバッテリーとかタイヤ等でございます。

以上、ちょっと漏れ落ちたかもしれませんが、以上でございます。

○議長（小山敏明君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） ボイラーの職員さんの部分は、委託契約ではなくて、直接雇用になった原因というか要因というのは、どういうふうな部分なのかというのを教えていただきたいのが1点、それから、大阪市の環境協会の方は書類の点検等を委託に出している。向こうから職員さんが来られてというような形ではないのか。どちらもなのかというようなことを教えてください。

以上です。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） ボイラー・タービン主任技術者の件でございますけれども、21年度は委託業者の雇用という形で、国への届け出の関係で、組合の顧問という位置づけで、これはこれで一定、法的にはクリアするという状況であったわけでございますけれども、やはり直接雇用が好ましいというんですか、適正であろうことのご指導の中でですね、22年度からはこういう形にしていこうということでございます。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼施設管理課長（井上 功君） 技術支援業務の実態でございますが、現在は月に2回、大阪市環境事業協会の方からこちらに来ていただいて、その中で、書類検査、あるいは現場視察、現場巡視等を行っていただいております。

以上でございます。

○議長（小山敏明君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 1点、確認、そのボイラーの分は国への届け出としては、昨年度はそうなってきた、でも、直接雇用になったというのは、何か問題があったということなんですか。ちょっと、そのところがよく理解できないんですが。お願いします。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） ボイラー・タービン主任技術者は一定、組合との雇用関係というんですか、そういうものが求められておるわけでございますけれども、21年度については、顧問という位置づけをさせていただきまして、国の方の届け出も、顧問であればいいだろうというふうなことでお認めをいただいておりますけれども、やはり、顧問よりも、嘱託として、きちっと雇用する方がより適正であるというふうなご指導のもとにですね、22年度からはこういうふうにしていこうということでございます。

○議長（小山敏明君） 他に。

宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） 今、ちょっと処理困難物をためておかれてるというふうにお聞きしたんですけども、この処理困難物というのは、もともとはこの施設に搬入してはいけないものというのではないんでしょうかね。各市町でそれを収集しないもの、ありますね、ごみの分別のノートのところに、これは収集しませんよというふうな、そういうものがあると思うんですけども、どういう種類のものなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼施設管理課長（井上 功君） ご指摘のとおり、各1市3町では収集しないものの中のタイヤ、バッテリー等がございまして、これは不法投棄されたものをやむを得なく持っていくところがなくて、当該国崎クリーンセンターに搬入されたものでございます。

○議長（小山敏明君） 宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） 不法投棄というのは、それは市道または町道の上にされたものなんでしょうか。それとも、私的な民間地権者の土地の上にされたものなのか。そのことによって、やむなくこちらに持ち込まれたのは、一体どなたなのでしょう。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼施設管理課長（井上 功君） これは、市道、県道等は道路管理者が別途処理しておりまして、いわゆる環境部局のパッカー車とかダンプとかが回収して、それについては、1市3町の申し合わせにより、やむを得なしということで、受けるということにしております。

○議長（小山敏明君） 宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） 済みません、細かいことで。また、その費用なんですけれどもね、その処理

困難物といいますか、不法投棄の投棄物の費用負担というのはですね、それを管理する各市町が負担すべきというふうに思いますけれども、それは、そのあたりについてはどうなっているのでしょうか。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼施設管理課長（井上 功君） 最終的には、最初の維持管理アロケの中で各1市3町に分担されていくものになっています。

以上です。

○議長（小山敏明君） いいですか。

宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） ちょっとわかりません。結局、ごみ量のその重量に応じてですね、今、一般廃棄物については、一般廃棄物のごみ量の重量に応じて、各市町の負担分を、1市3町、各行政に負担量が決まっていますね。その中に入っているというふうに理解したらいいのでしょうか。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼施設管理課長（井上 功君） 困難物だけで別途、アロケをするわけではなくて、ほかのごみ処理費全体の中の一部として合算した上でのアロケになってまいります。

以上です。

○議長（小山敏明君） 宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） ちょっと、そこら辺がどういうふうに規則で定められているのか、そういう取り決めがあったのか、ちょっと私はわからないんですけども、もともとはそういう不法投棄のものというのはですね、この施設で各市町に分担して均等、まあ均等ですよ、均等に引き受けるものではないと思うんですけども、そこら辺の何か申し合わせ書というか、そういうものがありましたら、どこにあるのか、ちょっと教えてください。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼施設管理課長（井上 功君） これは、1市3町の事務連絡会議というのを持ってまして、その中での申し合わせ事項で決めたものでございます。

○議長（小山敏明君） 平岡議員。

○17番（平岡 譲君） 議の2-17の先ほど出た嘱託員報酬のことでも、新しく直接雇用されるということで、組合顧問というのが適正ではないのかなということで、直接雇用ということなんですけれども、その業務体制の整備についてですね、有資格者の配置がなされてなかったというのが発端となって、どなたかから助言を聞いた中で、やはり組合の顧問よりも直接常駐がより強く約束できる直接雇用ということでやった方がいいねということなのか、何か事情がおりだったと思うので、その辺ちょっと明らかにしていただかないと、ちょっと予算の上ではちょっと厳しい部分が出てますので、その辺、消化させていただくように、答弁をお願いいたします。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） ボイラー・タービンの嘱託の雇用でございますけれども、ご説明申し上げておりますように、21年度につきましては、委託業者の方の雇用となっております、それと同時にですね、組合の顧問という位置づけをさせていただいております。これは、国への届け出におきまして、やはり組合が一定、雇用という言い方が適切かどうかわかりませんが、雇用の関係にあるということが最低限必要になってまいりますので、そういう位置づけにしておくと。これは実際、もう委託業者との契約が決まっている中での話でございましたので、国への届け出が、年度初めに届け出するわけですが、そのときにそういう形での届け出をしたと。そのときには、国の直接的な指導ということではないんですけども、本来的には、やはり今回出させていただいておるような嘱託というふうな形で、直接的に雇用、組合が実際に雇用するという形の方が適正であるというふうなことで、22年度からはそちらの方向に持っていくということで、計上させていただいているところでございます。

○議長（小山敏明君） 平岡議員。

○17番（平岡 譲君） 今の答弁で、本来的には嘱託で直接雇用するのが適正であるという言葉があったんですけども、では、委託業者にいわゆる有資格者ですね、ボイラー・タービン主任技術者を委託業者に任せるとするのは不適正だったんですか。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 委託契約をする際には、電気主任技術者もそうなんですけども、ボイラー・タービン主任技術者も一応、委託業者の方で雇用というふうな形での契約をしておりました。ただ、国へ届ける場合にはですね、やはり組合とのかかわりというんですか、そのボイラー・タービン主任技術者との関係が一定、雇用関係に近いものというんですか。そういったことが求められておりますので、その部分をクリアするために、顧問という形での位置づけをさせていただいて、21年度はそういうふうにさせていただくということでございます。

○議長（小山敏明君） 平岡議員。

○17番（平岡 譲君） 顧問という位置づけというのは、ボイラー・タービン主任技術者だけなんですか。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） ボイラー・タービン主任技術者だけです。

○議長（小山敏明君） 平岡議員。

○17番（平岡 譲君） 現在、JFE環境サービスで雇用されているその者が嘱託に移行するという考え方でいいのかな。

それと、委託費の関係なんですけども、委託費の減額ということで、予算説明の中で聞いたんですが、その委託費の減額について、幾らなのか、それと、体制の変更ということで、これきっちり書面

等で確認をされましたか。この3点、お願いします。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） 雇用の関係につきましては、先ほどおっしゃいましたように、委託業者の方から組合の方に雇い主が変わるというだけのことでございます。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） 委託料の減額の考え方ですけれど、基本的には、同額を減額していくというふうに考えてございます。

○17番（平岡 譲君） 書面できちんと確認とってるかどうか。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼施設管理課長（井上 功君） これは、予算をお認めいただいてから、契約変更及びその契約変更に伴う書面の届け出を受けるものでございます。

○議長（小山敏明君） いいですか。

合田議員。

○18番（合田共行君） 1点、お尋ねしておきたいと思います。

議の2-9のですね、印刷製本費、先ほどから広報云々ということで、あと、1市3町の中で連携が必要だというようなことでですね、いろいろ話題には上がっておりますけども、印刷製本費の年6回広報紙を発刊すると。これはスケジュール的にはどういう形でお考えになってるのか、まずお伺いしておきたいことと、内容的にはどういうことを考えているのかということ、まずお尋ねしておきます。

それと、次に、議の2-22、23のところでございますけども、公債費の中でですね、これはもう当初、計画の中で長期借入れをして運営されてるというような認識はしておりますけども、元金、利息、確かに低利で多分、お借りされてるんだろーと思いますけど、この辺の先ほど、補正との絡みもございまして、繰越金等が若干出た、あるいはそんな位置づけの話も出ましたけれども、繰上償還的な事は可能なのか、また、いくいく先を考えた場合にはですね、軽減される余地が出てくると思うんで、その見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） まず、印刷製本費の広報紙の発行の関係でございますけれども、スケジュール、年間6回という予定をしております、2カ月に1回という形で考えております。現在に比べますと、発行回数が3倍にふえますので、通常お知らせをしております財政状況の報告でありますとか、あるいは議会の動き、あるいは啓発施設の事業のお知らせに加えまして、先ほどから何度も出ております、やはり分別についての啓発、それから不適合事象の報告などもお知らせしていきたいというふうに考えております。

そして、さらにですね、やはり広報については、発行回数の多い構成市町の方にいろいろお世話になっている部分も多いわけでございますけども、逆に構成市町の方の情報なんかも載せていけるようになればなというふうには考えております。

以上です。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） それでは、公債費の関係でお答えをいたします。

公債費につきましては、議2-25に残額の調書を載せているところでございます。基本的に今、借りておりますのはゆうちょ銀行の部分と、それから財政融資資金の関係で全額をお借りをしているところでございます。いずれも利率としましては、1.3から1.9というのが一番高い利率かというふうには考えておりますけれども、制度といたしまして、基本的には、繰上償還というふうな形はないというふうに考えてございます。そういうことで、繰上償還ではなくて、これは3年据え置きの12年払いというふうな、それぞれの年度の借入れからそういう形になってございますので、そういう形で償還の計画を立ててるところでございます。

以上でございます。

○議長（小山敏明君） 合田議員。

○18番（合田共行君） 広報の関係ですけども、2カ月に1回というお答えですけども、全然、精神、中身も2カ月ふえればいいという言い方は大変失礼なんですけども、そういう考え方しか、もう受け取れないんですね。やはり、先ほど来、午前中も出てましたけども、やはり中身、あるいは広報をどういう形でどういうニーズに添えて、打っていくかということは大事であります。だから、例えば、6回がいい、悪いとは私、申し上げませんが、回数打てばいいというものでもないと思います。ただ、やはり我々は春夏秋冬があつてですね、やはりこういう一つの日本人としては、歳時記の中でですね、ある程度、意識を持って、やはり、あるいは年4回の中で、ある程度決まった時点に出すとかですね、例えばなんですけど。あるいは、先ほど来、ホームページも話が出てましたけれども、やはりニーズにあるような形のものを出していくと。こちらの方を一方的に伝えるんじゃなくて、やはりどういう形のもをやはり一方ではニーズ性を持った中で、告知していくかということは非常に大事やと思いますね。

だから、分別のことについても、例えば、一般住民からすれば、出口なわけですよ。ごみを出すということの。分別が非常に大事だと。それがばらつきがあると。そのためにいろいろ問題が起きるといふことに対してですね、やはりその対応をしていくということになれば、やはり各市町の協力のもと、当然ですけども、これこそ、一体になってある程度各市町にですね、告知広報をしてもらうについては、従来もやっていますでしょうけども、その辺は十分、多少分別によっては市町によって違いがある。原則的な話や、原則論の話はいいんですよ。実態の話で住民は動いているわけですから、そう

いうことを目に持って、やはり対応していくと。だから、この辺については各市町の中で、啓蒙してください、啓発してくださいねと。我々、この組合の中においては、こういうことを啓発して行って、連携を取りますと。これこそ、いわば、総トータル的に見てですね、法体制を組むべきやと。だから、発刊が年4回になりますとか、年6回になりますとか、こういうことがなければ、ただ単に数打ちや当たると、鉄砲も当たるということになると。大変きついようですけども、その辺を再度、やはりその思いもですね、やっぱり聞かせていただかないと、やっぱり広報というのはこれはクリエイティブなもんですよ。何でも出しゃあええという、・・すればええということじゃない。

それから、償還のことですけども、ないということではできないということなのか、できるのか。ないという。契約上できないのか、その辺、お聞かせください。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） まず、広報の関係でございますけれども、午前中からの議論もございました。そういうことで、広報につきましては、いろんな今おっしゃるような角度で、物を考えていきたいというふうに考えてございます。

一応、年6回という部分につきましては、実は不適合事象の関係もございました。市民にお伝えするのがですね、非常に遅いというふうなこともありました。そういうことで、いわゆる2カ月に1回というふうな形で、お知らせができるだけ早く適宜に、時宜に応じてやっていきたいという部分もございましたので、そういうふうな形で2カ月に1回という形で、決めさせていただいたところでございます。

ただ、まあ言いましたら、記事も、そういえばこのごみ処理施設の部分で、それだけの記事があるんかというふうな形も考えました。そういうことで、各市町の情報もごみ問題に係る情報も含めて、それから、啓発施設の事業も含めて、そういう記事を組んでいきたいというふうに考えております。

また、啓発につきましては、例えば、いわゆる啓発施設自身もいろんな地域のミニコミ誌なんかに広告等も出されてるところでございます。そういうこともいろいろ、住民にできるだけ知っていただくというふうな形での広報活動をそれぞれやっというふうな形で、来年度からそういう計画で考えてございます。そういう中での広報の発行増というふうな形で、考えてございます。

それから、起債の関係でございます。

契約というんですか、これは基本的に財政融資資金という形で、国の資金を借りておまして、これにつきましては、繰上償還というものはできないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（小山敏明君） 岩田議員。

○7番（岩田秀雄君） 最初に2-19のリサイクル事業の13の委託料1億3,372万6,000円のちょっとこれの内訳を先に教えていただけますか。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼施設管理課長（井上 功君） 01設備保守点検委託料68万円は、これはリサイクルプラザで使っております重機、ショベルローダー2台、フォークリフト2台の保守点検業務委託料でございます。

それから、02業務委託料2,862万5,000円につきましては、黒田議員からの質疑にも出ておりますが、容器包装指定法人の処理処分委託999万円、処理困難物処分委託396万円。

○議長（小山敏明君） 事務局、資料2-2ですよね。

○次長兼施設管理課長（井上 功君） はい。

○議長（小山敏明君） そういうように答えてください。

○次長兼施設管理課長（井上 功君） はい。不法投棄家電等処分委託95万円、有害ごみ処理業務委託935万円、陶器・ガラスくず等運搬業務委託175万円、陶器・ガラス等最終処分委託262万5,000円でございます。

それから、05の施設管理運営委託料でございますが、1億442万1,000円でございますが、プラットホーム部門が2,199万8,000円、大型・粗ごみ部門が3,108万円、選別部門が3,080万円、圧縮形成部門が2,054万3,000円でございます。

○議長（小山敏明君） 岩田議員。

○7番（岩田秀雄君） さっき、歳入のときには、ちょっと出てたんですけども、容リプラの件なんですけどね、この施設の要は容リプラのレベルがBランクというんですか、容リ協会のあれで。それで、実際、現場ではですね、要するに搬入された容リを手選別で、要するに汚れたものとか、あるいは規格外品ね、それからペット、確かにさっき%で言うと、かなりの量が入っていると。それを要するに手選別で分けて、それで汚れたものとか規格外のものは、結局焼却に回すと。それから、ペットはまたペットのラインに戻すと。その残ったものを要は外へ出してらっしゃると思うんですが、さっき、おっしゃってるそのBランクというのは、その選別された後のものも、なおかつBランクということなんでしょうか。ちょっとそこのところを確認したいんです。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） この容器包装リサイクル法というんですか、容器包装リサイクル協会の検査につきましては、されておりますのは、搬入先の大分県のプラスチックの再生工場です。つまり、こちらで手選別をした後に圧縮こん包をかけて、それで運ばれていった先で、その袋全体をあけまして、それでベールの寸法からベールの重さ、型、比重、それからベールの汚れとか破袋度というふうな、そういういろんな項目の検査をされると。そういう中で、容器包装比率の評価という部分がございます、それは先ほど申し上げたとおりでございます。ですから、これは手選別を経た後、圧縮こん包も経た後の検査でそういう結果になっているということでございます。

○議長（小山敏明君） 岩田議員。

○7番（岩田秀雄君） 先般、現場を見させていただいたんです。確かに大変な作業というかね、手選別で。ただ、あれ、かなりの人をかけて作業をしてらっしゃると。汚れたものをどんどん取り除く。それからペットはペットを取り除く。問題は、今お聞きしますとね、要するにその選別した後のものが、なおかつこれだけのランクであるというのが、ちょっと理解できないんですよ。じゃあ、何のために手選別でしてるんだと。これだけの費用をかけてですよ。手選別して。作業は大変だと思います。現場を見ても確かに大変だと。ただ、大変だけれども、そこで人件費をかけ、委託料をかけ、大変なお金をかけて手選別して、選別した後のものを、いわば、このセンターとしてはかなりいいレベルで出してるはずなんだけど、それでもさっき聞いたように、ペットが5%、汚れたものが3%。何%、実態がそういうことなのか、ちょっとそれがよく理解できない。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） 一応、この状況に関しましてはですね、手選別をされてる業者さんにもお知らせはしてるんですが、基本的には、もう限界でございます。確かにいろいろ、これもそんなにきっちり分析したわけではございませんが、分析しますと、名古屋市などは、実はこの拠出金で数億の拠出金をもらっておるとい状況がございます。まあ言うなら、名古屋市のその容器包装の状況はどうかというふうな形で、私、以前、名古屋市の収集を見学に、視察に行かせていただいたことがございます。

まあ言うならば、出てくるものが容リ以外のものはもう出てこない。なぜ出てこないか。これはもうそこで、まあ言うならば、検査員というんですか、ごみステーションにまちのおじさん、おばさんが立ってまして、前なら、先ほどの議論もありました、透明袋でのぞいて容器包装以外のものが入ったら突き返すと。大阪でやったらこれは暴力事件が起きるなというふうな思いもしながら、見た覚えがございます。そこまで、やると。

これは手選別でこれだけ、今は90%弱という部分なんですけど、目指せ、Aランクというふうな形で、いつも言うところわけなんですけれど、やはり、入ってくるものが正直言いまして生ごみまで入ってるという状況を報告も聞いております。そういう中で、なかなか手選別だけでそういうものを目指すというのは、基本的には無理だというふうに考えております。

ですから、先ほども申し上げましたとおり、分別の徹底につきましては、1市3町ともに一緒に協議をして、この調査の状況も踏まえて、協議をさせていただきたいというふうに考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（小山敏明君） 岩田議員。

○7番（岩田秀雄君） 事務局の感覚としては、極めて、申しわけないけれども、非常にお粗末というか、

要は、この国崎から出る容りはレベルの高いものを目指そうと。そのために委託をして、たくさんの人をかけて、そして、確かに一般市民、町民の皆さんになかなか徹底するというのは正直難しいと思います。容器というのはよく聞きます。なかなか、これはどっちやろとか、そして、やっぱり食品のトレイなんかは、そんなにきれいに洗って出すというのも、100%徹底するというのは正直難しい。マヨネーズの中のチューブを全部出し切って、中まできれいに洗って出せと言うたって、なかなか難しい。現実はそうです。

だから、要するに、このリサイクルプラザに入ってきたときに、手選別でそういうものをきちんと選別して、現実にたくさん選別されておいて、私は、ですから、あの子のレベルというのは、それなりのレベルのものであろうと思ってたんですけど、今お聞きしましたら、もうそれでもなおかつ相当なものが入っていると。じゃあ、これで、今お話によると、もうしょうがないんだというのであればですね、こんな高いお金をかけて手選別する必要があるのかと、正直。あるいは、やるのなら、もっと徹底的に業者さんにやっぱりきちんと指導すべきじゃないのかと。どうもそのところが、高い費用をかけて手選別してるのに、出てくる容りはレベルがはっきり言って低い。要するに、そこまで選別され切っていない。だけど、これは今の状況ではしょうがないんだと。ここはちょっと感覚が私よく理解できないんですよ。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） まず、品質判定で85%未満、いわゆる容器包装比率が85%未満になりますと、基本的にはDランクという判定を受けて、これは容器包装リサイクル協会から受取拒否ということもあり得る状況になってまいります。ですから、基本的には85%以上をやらなければならないということ。それでは、もっとAランクの高いレベルのものをつくろうということになりますと、だめだと言うてるわけではなく、できます、人をかければ。これは、人をかければ絶対できると思います。10人、20人、30人、ちょっと今の施設でそれができるかどうかというのは別ですけども、いわゆるお金をかければ、できます。これはもう間違いないと思います。まあ言うならば、その中で一体どういうふうな方向性が正しいのかというふうな形で、考えているところでございます。それは、やはり分別の徹底というふうな中で、それでもだめだと、それでもやはり100%は無理だろうと。なかなか95%以上を維持するのは無理だろうという部分で、手選別も入ってくると。そういうふうな方向性にならないかというふうな形で、私は考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山敏明君） 岩田議員。

○7番（岩田秀雄君） 要は最終的にお聞きしたいのは、要は、じゃあどうするんだと。我々としては、もうこのままの状況で推移を見るしかないのか、あるいは、当然、収集のところでは市民の皆さんに分別して、あれ大変なんですよ、出していただく方も。そのところを再度、もう一回、徹

底をお願いして、そして、最終、この施設に入ってきた後、手選別でしっかりとやはり見ていただく。確かに30人もかけりゃあできるだろうなんていうようなお話なんですけども、こここのところに対しては、少し何か、この状況に対する認識のところね、ちょっと甘いんじゃないかなと。当然、最小の経費で最大の効果を出していただかなあかんわけですから、ちょっと事務局として、じゃあどう目指すんだと、この問題に対しては。ちょっとそここのところは、局長、どうなんですか。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） プラスチック製の容器包装の処理の枠組みというようなことは、この前にもご答弁させていただきましたように、大きな国の枠組みの中での動きということになってまいりまして、私どもがリサイクルをしてるということについても、その流れの中での処理をしてると。確かに、今、答弁させていただきましたように、多くの費用をかければ、品質が上がるということは可能かとは思いますが、これとても、そんなに大きな費用をかけて、やるということは、現実的な話ではございません。

ただ、あと、可能性としましては、先ほどから申し上げてますように、やはり排出していただくときの分別。これをやはり、少し地道な動きになりますけれども、呼びかけていって、先ほども言いましたように、生ごみなんかも入ってるというような状況もあるという現実からしますと、まだまだ分別の徹底についての啓発の余地は大いにあるのではないかというふうに思います。手選別の方も一生懸命頑張りますけれども、それと同時に啓発を強めていって、出すときも、こちらへ入ってくるときもある程度、分別された物が入ってくる。十分、こちらの方で手選別で選別がしていけるような状況が生まれてくる。こういうものを目指してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小山敏明君） 岩田議員。

○7番（岩田秀雄君） 委託業者さんにはですね、どういう要望を出しておられるのか。それと、人数との兼ね合いで委託料というのが出てきてるかなと思いますけど、その要は委託料の算出の根拠、その点はどうなってるんですか。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼施設管理課長（井上 功君） 委託料につきましては、当然、容器包装プラに何人張りつく、缶に何人張りつく、ペットに何人張りつくという根拠をもとに、積算して予定価格を決めております。それに対して、人数指定はしておりませんので、ある意味、何人かかってもええということにはなるんですけども、実態的に施設から見たら、容器包装プラは6人の割り当てを組合としては考えてまして、実際の作業においても、6人は張りついて作業されております。

以上でございます。

○議長（小山敏明君） 池上議員。

○13番（池上哲男君） 1点だけお伺いしたいんですが、委託料の件で、ここは直接的につながる

かどうかわかりませんが、補正のところでもありました有資格とか、そういったものに対する規定ですね、根拠。その委託料を積算する上での根拠、その中に資格に対するものというのは要件として含まれるのか。そういったものの積み上げでなるはずなんですけど、その辺はどういうふうになってるんでしょう。全体を通じてですけど。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼施設管理課長（井上 功君） ちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんので、記憶で申しわけないんですけど、資格者につきましては、たしか技術管理料の上積みという、技術管理料で全体の額に対する%の上積みという格好になっていたと思います。それで、たしか、最高限度額が5%というふうに記憶しておりまして、普通3%から5%内で、最高5%の計上が可能だったというふうに記憶しておりまして、そんなにボイラー・タービンを指定しておりますけど、それによって委託料の積算がはね上がるようなことはございません。

○議長（小山敏明君） 他に。

宮坂議員。

○3番（宮坂満貴子君） 先ほども申し上げたんですけど、容リプラの取り扱いですね、今後に向けて。私は渡部次長がおっしゃっているように、中庸をとっていくと。今の段階ではそれが一番ベストじゃないかなと思います。何も、容リプラでAランクを目指す必要はないんですけども、かと言って、お金はかけたくないという気持ちもありますのでね、ですから、昨年度、20年度に、私たちが各市町で搬入ごみについての分別の説明を長い間、何回にも分けてしていただきましたし、そのパンフレットも、今、永久版としてね、保存版としていただいたものもありますけれども、その中に書かれているのはですね、一番見分けやすい方法としては、プラマークのついているものという形になっているんですけど、その中に汚れのひどいものとかいうことはあるかもしれないんですけど、私はずっと環境運動をやってきましたけれども、その自分でも迷う。と申しますのは、できるだけ容リプラに入れたいわけなんですよね、市民感情としては。燃やしてしまうのではなくて、容リプラに入れると再生できるのではないかという思いがあって、プラに入れたい。しかし、やっぱりごくわずかの汚れでも、結局それが他のプラの汚染につながっていくわけです。一つの袋に入れば。ですから、また、破袋がきちんとされていない、この設備には破袋設備もあって、その中で破袋されて分別、手選別されていくわけなんですけど、地域によっては、その破袋機のぐあいがよくなくて、結局、その破袋できていない容リプラがC・Dランクになっていくというふうなこともありますので、ですから、非常に微妙なものなんです。その容リプラがAランクからDランクにまで分けられるというランク分けというのは。ですから、できればもう思い切って、迷いのあるところはもう全部燃やす。明らかにきれいで乾いたものだけは容リプラに回していくと。そういうふうな方法をとれば、さっき私が申し上げたような、全部燃やすというようなことよりは、まだやっぱり資源化ということも果たせるし、そ

れで、結局その容リプラのD、Cランクのものはどうなるかという、これはもう再生というよりも、もう全部ほとんどが熱回収されていくわけですね。鉄鋼に回ったり、それからコンクリートの制作に回ったりという、そういうふうなところで燃やされるのと同じことですからね、この地域でもそういうふうにしていけば、お金も抑えられるし、それである程度の資源化、きちんとした資源化ができていくんじゃないかと。

先ほど、渡部次長がおっしゃったように、名古屋市ではね、本当にきれいなものを集められてるといふふうにおっしゃってましたけれども、やっぱり、その広報も大切だと思うんです。ですから、そのようなところをやっぱり今後、6回も広報紙を出していられるのであれば、ユニークで魅力のあるものにしていただいて、その広報をしていただく。と同時に、やっぱり各市町でも、うちでしたら、川西市の中でもね、そういうことはしっかりと住民の方に知っていただくようお願いしたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小山敏明君） 要望ですね。

○3番（宮坂満貴子君） はい、要望で結構です。

○議長（小山敏明君） 永並議員。

○15番（永並 啓君） ちょっと、午前中に引き続き、広報関連になるんですけども、2-9の印刷製本費、年6回にするということで、これまで以上に啓発、啓蒙に力を入れていくということですけども、では、その6回にした効果ですね、どのように判断されていくのか。6回にすることによって、これだけ多くの方がこの施設を知りましたとか、こんな効果がありました。より分別が徹底されました。何か結果について判断するものがないと、今回6回にしました。じゃあ、次年度はどうするのか。続いていくものですから、何かどこかでそういう判断をするものが必要だと思いますけども、何かそういうのはお持ちでしょうか。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） これは、先ほどちょっと、一般質問のところでご提案をいただいた部分で、例えば、そういう効果を図る、アンケートなどはどうかということで、ご提言もいただきましたので、そういうことも含めて、この効果を正確に図れるのはどんな方法があるのかということも検討も含めまして、検討させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（小山敏明君） 永並議員。

○15番（永並 啓君） ぜひとも、そういう調査をして、今後の広報に生かしてもらえたらと思ひます。

それと、あと、今までのこの質問を聞いてまして、実際、分別というものはかなり住民側からすると迷う部分がある。それ迷うことによって、容リプラのリサイクルの問題とかによって、生ごみに、ちょっと汚れててもそっちに入れてしまう。それならば広報紙、正直言って、僕、ネタないと思ひ

るんですよ。6回出して、細かに住民の皆さんに発信するようなネタというのは、そんなになんじやないかなど。結局、各市町村の情報とかがいっぱいに紙面を占めるようになっていくのかなというのがあるので、それであれば、ただやみくもに分別しましょうと言うのではなくて、もう徹底的に、生ごみはこれに入れちゃだめ、これにこうなるとどうなります、これにはこれだけお金がかかります、もう一つの分別のテーマに絞ってですね、1年間やってみると。その結果、じゃあ、このリサイクル率というか、きれいなものがふえていけば、それは広報の効果があつたということも図れるでしょうし、やはりこう漠然と広く、何か効果を上げたいときは、一つに集中して情報発信するという方法もありますので、そこら辺もちょっと検討していただけたらと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） ただいまのご意見も参考にさせていただきますして、来年度の広報の計画を立ててまいりたいと考えております。

○議長（小山敏明君） 平岡議員。

○17番（平岡 譲君） 議の2-21の啓発費の関係の事業費委託料、備品購入費ということで、合わせて7,000万の予算計上なんですけど、いみじくも事業方針の中では、ごみの減量や分別の徹底を実効あるものにしていく方策として、国崎クリーンセンターを見学していただくことが大変な有効な方法と考えておりますということが書いてある。これはもっともなことだと思うんで、ぜひ進めていただきたいんですけども、予算を計上するに当たって、5月からですね、啓発施設が始動しまして、5月に開館したんですね。その評価を踏まえて、これだけの予算を計上されて、備品購入費で家具の修理用具で50万とられたということなんですけど、今までの1万人を超えるという部分での評価と、どれだけの需要が見込めるのかなというところで、期待をするところではあるんですけども、事業評価について、どうお考えになってこの予算をとられたのか、その1点だけ聞かせていただけますか。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） 評価につきましては、一応、数字が端的に物語ってると思います。一応、11月で1万人を超えたという、目視も含めて、この施設に来ていただいた方の1万人を超えて、非常に多い人数が来ていただいているというふうには考えてございます。

来年度、まあ今年度も実は、5月に開館しまして、實際上、本当に動き出したのはこの10月からということで、講演会、それからリサイクル工房のワークショップ等をやっていただきました。修理工房のワークショップにつきましては、非常に好評でございました。

それと、例えば、軽作業のワークショップ等でこの地域ともあわせた菊炭のクラフトというふうな形もいろいろ考えた中で、やっていただいたというふうに考えております。

来年度につきましては、修理工房では自転車の修理のほかに、先ほども言うております、予算もつ

けておりますが、家具についてのワークショップをこれも入れていきたいということで、基本的に修理工房、来年度は15回、それぞれの工房を通じて、45回のそういうワークショップもやっていくというふうに計画を立てているところでございます。

そういうことで、非常に今まで、今年度やっていただいたという評価をしております。それ以上に来年度やっていただくということで、考えておりますけれども、そういう面では管理委託料につきましては、ちょっと据え置きというふうな形、管理委託料というんですか、指定管理料については据え置きということで、ちょっと心苦しい部分もありますけれど、何とかこれで、市民も住民の方もいろいろ参加をしていただくというふうな形で、この啓発施設を高めていっていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（小山敏明君） 平岡議員。

○17番（平岡 譲君） 大変いい評価をされてるということで、ただね、継続させていくための努力ももちろん啓発施設の担当の委託業者にはお願いするところなんですけど、いささか交通の便が悪いという状況で、継続的に進めていくというのは、この辺がこれからのポイントになるのかなと思いますので、管理者、副管理者、皆様方の長でございますから、啓発施設の方への交通の便をですね、それぞれの市町で考えていただいて、一体となって交通の便が図られるように意見を申し上げておきます。

以上です。

○議長（小山敏明君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 2-12、13のところの委託料のところ、芝の維持とかいうようなことがあったんですが、来年度、残存緑地についてはいかがなされますかというのが1点と、多目的広場の活用は具体的にどうなりますかというのが1点、それから、先ほどから問題になっています2-16、17のボイラー・タービンの主任技術士のことなんですが、施設組合の職員になるといった立場で、委託企業の働いている方との指揮命令権等々との兼ね合いでは、何の問題も出てこないんでしょうか、ということが確認。

○議長（小山敏明君） 事務局次長。

○次長兼総務課長（渡部秀男君） 先ほど、説明でもさせていただいた部分ですけれど、緑地管理費につきましては、残存緑地、実は残存緑地の中にちょっと防獣ネット、こういうのも張っていかうというふうに考えてございます。

それから、多目的広場の関係ですけれども、実は非常に芝がこの秋から冬にかけて荒れました。ちょっと、使用がちょっときつかったかなというふうな思いもありますけれども、そういうことで、何か芝生は必ず張っていくというふうな形を基本にしまして、この3月にも土入れをする中で、来年

の芝の状況も見ながら、この活用を図っていききたいというふうに考えているところでございます。一応、緑地の関係については、以上でございます。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） ボイラー・タービン主任技術者の関係でございますけれども、今年度、顧問という位置づけでありましたですけども、これも特段、問題なく経過をしてきておりまして、来年度、組合の嘱託ということで、直接的な雇用ということになりますので、当然、これは組合の指揮監督下という形になります。

○議長（小山敏明君） 黒田議員。

○16番（黒田美智君） 質問が悪かったですね。施設組合が直接、委託業者の労働者は指導できないので、真ん中に事務局を置いてらっしゃいますよね。今までは、委託業者のボイラー・タービンの職員でしたから、何ら問題がなかった。でも、今回は施設組合の職員になるわけですから、今回、このボイラー・タービンの人が委託業者の職員に直接的な指揮命令はできないということになっていきますよね。そこで問題は生まれませんかということが聞きたかったです。

○議長（小山敏明君） 事務局長。

○事務局長（水越保治君） これは、国の制度の中です、ボイラー・タービンは設置者の方が置くというふうな基本的な位置づけがございまして、当然、ボイラー・タービンの設備に関しての指揮とか、あるいは命令というのは、このボイラー・タービン主任技術者が主として責任を持つという立場でございますので、これは委託業者との関係においても、特段、問題はないと考えております。

○議長（小山敏明君） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

黒田議員。

○16番（黒田美智君） この間、もうる述べている部分ですが、住民の側から見たときに、どれだけ情報が開示をされていて、理解・納得できるのかということだと思います。必要な税金は使っただけでいいですし、必要でないものについてはできるだけ効果・効率で事業を行っていただきたいという部分が当たり前の部分ですが、質疑の中身を聞いていても、そのあたりがとても不明解だなという気がするんですね。逆に、お金はかけているけれども、成果として上がってこないというような部分があらこちらに見えていくという部分です。

それから、今後、一般質問の中でも、課題に向けては解決をしていくという方向の文言が出されたわけですけども、来年度もその残存緑地については、なかなか防獣ネットを張るぐらいで、その広い土地に対してのかかわり方が余り明確ではない。

この間、なぜこの場所にこの施設が建つのかという問題と、なぜこんなに広い土地が要るのかという問題、造成や建設についても何でこんなに高いお金がいくんやというようなことも、本当に明解に

なっていないではなくて、逆にその時々と言ってこられた文言が、随分、足元から崩れていっている
 というような状況が見えてきているのが、矛盾を生んでるなというふうに思っています。

来年度もちろん、元利のことも含めて、返還も始まっていきます。1市3町でその分を負担して
 いくということになっていくわけですね。とても不明解なというか、なかなか納得しにくい予算案
 という形も含めて、反対をさせていただきます。

○議長（小山敏明君） 他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小山敏明君） ないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

本案については、起立により採決いたします。

原案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小山敏明君） ありがとうございます。賛成多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了し、定例会に付議されました案件は議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第6条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小山敏明君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

~~~~~

○議長（小山敏明君） 終わりに際しまして、管理者からごあいさつをお願いしたいと思います。

大塩管理者。

○管理者（大塩民生君） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、深甚なる敬意を表したいというふうに思います。心より御礼を申  
 上げたいというふうに思います。

本定例会におきましては、平成21年度補正予算及び平成22年度予算につきまして、ご審議を賜  
 り、原案どおりご決議を得まして、本日、閉会の運びとなりましたことにつきまして、組合運営のた  
 めにまことにご同慶に堪えないところでございます。

終わりに臨み、議員の皆様方におかれましては、健康にご留意をいただき、組合のさらなる発展の  
 ため、ますますご活躍をされますよう心から祈念申し上げまして、大変簡単でございますけれども、  
 閉会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（小山敏明君） 第1回組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、平成21年度補正予算及び平成22年度予算の重要案件を審議いたしましたが、議員各位のご精励によりまして、ただいま閉会を宣告できますことはまことに喜ばしい限りであります。

議員各位のご精励と、理事者各位のご協力に深く敬意を表するものであります。

議員各位におかれましては、この上とも十分にご自愛くださいますようお願いいたしまして、閉会のごあいさつといたします。

~~~~~

○議長（小山敏明君） これをもちまして平成22年第1回猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後3時50分

+

+

+

+

+

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成22年2月15日

猪名川上流広域ごみ処理施設組合議会

議 長 小 山 敏 明

第 1 日

土 田 忠

会議録署名議員

同 今 中 喜 明